

平成 25 年度 須賀川市議会委員会行政調査報告書

須賀川市議会

委員会		期間	調査内容	調査地	資料 ページ
常任委員会	総務	1月28日～30日 (3日間)	空港の利活用促進について	静岡県島田市	1～9
			議会による行政評価について	大阪府泉佐野市	10～16
	建設水道	1月15日～17日 (3日間)	総合治水対策について ・取組の経緯と内容について ・今後の課題等について	岐阜県岐阜市	17～24
				静岡県沼津市	25～33
	生活産業	1月22日～24日 (3日間)	(株)まちづくり柏原について	兵庫県丹波市	34～42
			里山ねっと・あやべについて	京都府綾部市	43～49
	教育福祉	1月21日～23日 (3日間)	韮崎市市民交流センターにおける子育て視点センターについて	山梨県韮崎市	50～60
			武蔵野市における子育て支援の取組について	東京都武蔵野市	61～67
			千代田区図書館視察	東京都千代田区	68～70
			柏市における長寿のまちづくり(地域包括ケアシステム)について	千葉県柏市	71～78
	議会運営委員会	2月17日～18日 (2日間)	議会改革の取組について ・取組経過と現在取り組んでいる事項等について	埼玉県飯能市	79～90

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成26年 1月28日～30日	調査先	静岡県島田市 大阪府泉佐野市
参加者	委員長 相楽健雄 副委員長 石堂正章 委員 大寺正晃 川田伍子 佐藤瞭二 鈴木正勝 渡辺忠次 理事者 村上清喜(企画財政課長) 随 行 和田 靖 横川幸枝				

調査項目

○空港の利活用促進について

【島田市の概要】

- (1) 市制施行 平成17年5月5日 (2) 面積 315.9 km²
 (3) 人口 101,466人 (4) 世帯数 35,945世帯

1 空港の利活用促進について

(1) 富士山静岡空港について

富士山静岡空港は、静岡県が管理する地方管理空港として、平成21年6月4日に開港した。島田市と牧之原市にまたがって設置されており、空港用地面積は約190haである。

滑走路は長さ2,500m、幅60mを有し、駐機場数は全部で8スポット（大型2スポット、中型1スポット、小型5スポット）である。

運用時間は、7:30から20:30までの13時間である。

定期便は国内線が4路線、国際線が3路線就航している。

- ・国内線（札幌、福岡、鹿児島、沖縄）
- ・国際線（ソウル、上海、武漢、台北）

駐車場は約2,000台分整備されており、福島空港と同様に無料で利用できる。



視察の様子

(2) 富士山静岡空港の沿革

昭和 62 年 12 月	現在地が予定地に決定
平成 21 年 6 月	開港（滑走路 2, 200m 暫定運用） 国内線 3 路線、国際線 2 路線（ソウル、上海） 開港時間 8:30～20:00（11 時間 30 分） エプロン 5 スポット（大型 2、中型 1、小型 2）
平成 21 年 7 月	フジドリームエアラインズ（FDA）就航開始
平成 21 年 8 月	滑走路 2, 500m に延伸
平成 23 年 4 月	運用時間を 13 時間に延長（7:30～20:30）
平成 24 年 3 月	西側エプロン拡張（小型 3）
平成 24 年 11 月	1 番スポット旅客搭乗橋増設
平成 25 年 2 月	石雲院展望デッキオープン
平成 25 年 5 月	搭乗者 200 万人達成

(3) 富士山静岡空港の利活用について

利活用を促進するための事業として、富士山静岡空港利用促進協議会、静岡県、島田市及び富士山静岡空港株式会社において、様々な促進策及び事業が展開されている。

① 富士山静岡空港利用促進協議会の事業

- ・ 就航促進・利用拡大事業
（チャーター便運航支援事業、ビジネス利用促進事業など）
- ・ 教育旅行促進事業
- ・ 産業交流事業、広報事業
- ・ 自治体空港利活用促進事業
- ・ 富士山静岡空港利用促進事業

② 静岡県の事業

- ・ 空港開港記念事業の開催 … 開港日（6 月 4 日）の前後に実施している
- ・ 朝市（軽トラ市）の開催
- ・ 展望デッキの教育的利用等への働きかけ
- ・ スタンプラリーの開催 … 空港周辺の活性化を図る
- ・ 親子空港見学と空港周辺自然教室の開催
- ・ 航空写真教室の開催、外部講師講演会

③ 富士山静岡空港株式会社の事業

- ・ パフォーマンスショー
- ・ 就航先 PR 物産展
- ・ 外部講師講演会
- ・ 空港バーチャル体験教室
- ・ 県民の日、空の日、富士山の日記念イベント、夏休み親子イベント
- ・ 近隣団体作品展示

④島田市の空港利用促進策

- ・ホームページ、広報紙及び行政情報・広告モニターによる情報発信
- ・空港内公的スペース（空港ビル2階）での情報発信
⇒2市1町の情報発信を行っている
- ・イベントにおけるPR活動（県開港記念事業、産業まつり等）
- ・空港PR名刺の配布
- ・就航先でのキャンペーン活動（札幌駅地下街）
- ・空港見学会の開催

<島田市の利用助成事業の内容>

○パスポート取得奨励事業

パスポートを取得した市民に対し、県手数料を補助するもの。平成23年3月に終了している。

○就航先販路開拓補助事業

就航先で行う展示会や物産展等の開催、出店等への補助を行っている。

（内容により50万円から100万円を上限とし、事業費の2分の1以内）

○文化合宿航空運賃補助事業

○スポーツ合宿航空運賃補助事業

3泊以上の合宿の場合、1人1万円（片道5千円）を補助している。

○マラソン大会参加者航空運賃補助事業

往復利用者に1人1万円（片道5千円）を補助している。

他団体における助成事業も展開されている。

○観光協会、施設事業者

- ・外国人タクシー利用助成事業（利用料金の3分の2を助成）

○富士山静岡空港と地域開発をすすめる会

- ・富士山静岡空港利活用助成金交付事業

（空港を利用して物産・観光PRを行った場合に5万円から10万円を補助）

（視察研修等へ参加した場合には3万円を補助）

広域での事業としてファムトリップを実施している

- ・平成24年は台湾、平成25年は上海

台湾プロモーション事業を展開し、現地の旅行業者や企業を訪問している。

ラッピングタクシーによるPRやトークショーの開催、台湾市民観光動向調査等を行っている。

島田市議会における取組

島田市議会においては、富士山静岡空港が開港したことに伴い、地域の発展や市民生活の向上にいかにつなげていけるかを議会としても調査研究すべきとして「空港を活用したまちづくり特別委員会」を平成21年7月10日に設置した。以降、9回にわたり委員会を開催し、富士山静岡空港の周辺整備及び空港を活用したまちづくりに関する調査を行った。

質疑応答

〈村上清喜企画財政課長〉

Q：空港の利活用検討会議を庁内に設置し、空港の波及効果を数量的に把握しているとのことであるが、具体的に数量をどのような形で把握され、年間どのぐらいの波及効果があるのかについて伺いたい。また、空港の防災拠点としての考えを伺いたい。

A：利活用の検討会議については、庁内の10課で組織している会議であり、その中で、市内の旅行会社へのアンケート調査の実施や、それぞれの観光施設等の入館者数などを調査し、どのような効果が上がっているかを出しているが、なかなか思うような数字が出ていないのが実情である。ただ、一部の観光施設については海外からの観光客により入館者数が増加しているところもある。

また、防災拠点としての市の対応はないが、静岡県には中部電力の浜岡原発があるが、現在は県知事の指示により停止している状況であり、このオフサイトセンターが原発から2kmぐらいのところにある。これを静岡空港の敷地の中へ移転することが決定した。これとあわせて空港を基幹的防災拠点とすることに市としても協力することとしている。

〈渡辺忠次委員〉

Q：福島空港については、どちらかと言えば存亡の危機にあり、なかなか打開策が見つからない状況であるが、静岡空港については危機感をあまり感じていないのかどうかについて伺いたい。

また、須賀川市については空港を起爆剤としてまちの活性化を図りたいとしているが、島田市についてはどうか伺いたい。

さらに、カーゴプレーターの発着について検討されたことがあるのかについて伺いたい。

A：空港がなくなるかどうかの存亡の危機というような意識はもっていない。「これから伸ばしていこう」というところである。

また、空港は静岡県主体であり、島田市においては後ろから盛り上げていくというような状況である。現在は、空港が静岡県、空港ビルは株式会社となっているが4月からは静岡県が一括して管理し、指定管理による運営とすることが決まっている。

貨物便についても静岡県が主体で、単独の貨物便は静岡空港にはないが、ベリーの貨物利用として、多少増えてきている状況である。静岡県が主体としてワインや胡蝶蘭の輸送について空港を利用している。

Q：FDAで鈴木与平さんが飛行機を飛ばしているが、どのぐらいの規模で飛行機を飛ばすことができるのか伺いたい。

A：具体的な規模についてはわからないが、最初2機の機体で開始し、現在は8機となり、来年度もう1機増やすということは聞いている。

〈鈴木正勝委員〉

Q：議会において空港を利用したまちづくり特別委員会を9回にわたって議論をされ、5項目の提言を議長へ提出されているが、その後の経過について伺いたい。

A：議長へ提言したが、その後についてはあまり活発には動いていない状況である。特別委員会を立ち上げた当初は議会としても後押しをしようということであったが、その後、空港への静岡県の政策転換があり、現在に至っている。



静岡空港管理事務所での視察風景

【静岡空港管理事務所】

○空港の利用状況

平成 21 年 6 月の開港当時と比較すると、国内線、国際線ともに利用者は減少傾向にある
平成 24 年度の外国人出入国者数は全国 9 位で地方管理空港の中では全国 1 位となる

国内線…251, 329 人 国際線…195, 426 人

利用者の傾向としてはアウトバウンドの利用が約 8 割を占め、特に観光での利用が多い。ただ、上海便については、ビジネス利用が観光を上回っている。

○利用促進の取組

平成 25 年度は、旅客：利用者数 70 万人、貨物：貨物取扱量 3,000 t、見学者：100 万人を目標に掲げている。

旅客

・開港以降、利用者が減少傾向にある（H21：528 千人 ⇒ H24：447 千人）

・国際線が健闘している（外国人出入国者数 全国 9 位）

アウトバウンド中心（約 8 割）、観光中心（約 7 割）、中部中心（約 6 割）

（課題）

・インバウンドの一層の促進、東部・西部地域等の利用促進、観光以外の利用の拡充、就航地へ

の複数往復（毎日）の実現等

（基本方針）

- ・提供座席数の確保（既存路線の増便等）
- ・県民の利用促進（アウトバウンド）
- ・就航先からの利用促進（インバウンド）

貨物

- ・年々、取扱量が増加している
国内線（H21：86.0t ⇒ H24：333t）
国際線（H21：取扱いなし ⇒ H24：207t）

（課題）

- ・国際線貨物取扱量の増加等

（基本方針）

- ・利用促進強化のための取組として、新規需要の創造、複数フォワダー（物流業者）による利用モデルの拡大
- ・中長期を見据えた貨物専用便の誘致

空港利用の両輪として、旅客と貨物を連携させ促進を図るとともに、見学者から利用者への呼び込みとして石雲院展望デッキの整備等でさらなる活性化を図る。

企業サポーターズクラブ

ビジネス利用の促進を目的として「企業サポーターズクラブ」を設立した。

日本国内の法人であれば会員資格を有する。（平成26年1月時点で会員数は601法人）

特典として

- ・出張等ビジネス目的で富士山静岡空港を利用した場合、往復5千円（片道の場合は2,500円、1会員上限50,000円）を補助

航空貨物（国内・国際）の取扱い

国内、国外とも年々貨物取扱量が増加傾向にある。

（主な貨物）国内⇒自動車部品、医療用器具、家電販促品等

国際⇒衣類、雑貨、電子部品等

国際貨物利用促進支援策

平成24年から「国際貨物トライアル輸送事業」を展開している

成田空港等、他の空港を利用している国際貨物を富士山静岡空港へ切り替えた場合に発生する

追加費用を支援している。

実施主体は、富士山静岡空港国空貨物利用促進協議会である。

(経済団体、物流企業、エアライン、静岡県等 22 団体に構成)

実施期間は平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までで、航空会社は、アジアナ航空、大韓航空、中国東方航空、チャイナエアラインである。

予算は 650 万円で、対象となる経費は、航空運賃 (燃油費を含む)、国内陸送費、検疫作業費等である。



ロビーの様子



展望デッキからの風景

各委員の所感

〈相楽健雄委員長〉

福島空港と同じ位置づけの空港ではありますが、本数と行き先が数多くみられ富士山が世界遺産になり海外位からの観光客が増えているとのことでした。

当空港では、原発の廃炉などで世界的な研究 (特別な) 特区を作り、世界の研究所を作ってほしい。また、東日本の防災空港などの取組など、特徴ある空港にしていけばと思いました。

〈石堂正章副委員長〉

今回の行政視察では、委員会調査項目である「福島空港の利活用に関すること」に沿いまして、静岡県島田市及び富士山静岡空港での行政視察を行いました。

島田市は、空港建設誘致運動当初より福島空港との関わりが深く、お互いに誘致成功へ向けての情報交換、応援をしてきた間柄であったと認識しております。

今回の調査では、島田市の行政的な窓口として設置されている企画部空港振興課空港振興係の職員、並びに、静岡県静岡空港管理事務所の職員さんから貴重なお話を頂きました。富士山静岡空港利活用検討会議（島田市行政サイドの組織）をはじめとして、近隣自治体との共同PR活動、空港ビル内を利用した観光・産業などのプロモーション活動、空港の利用促進のための各種多彩な補助事業などを行っており、福島空港の利活用促進に関する活動とおおむね同様の施策を講じていることが確認されました。静岡空港の利用客は、その8割が静岡県民であるという説明を聞いて、改めまして福島空港の在り方についての方向性の一つが見えてきたと感じました。個人の利用が多く、首都圏へのアクセス空港として利用というよりは、アウトバウンド利用が多いこと、空港までのアクセスの利用は自家用車が多いということ、小型機、ビジネス機への利用状況が、距離的に名古屋と東京に挟まれた地域であるという特性から思ったより多いと感じました。

貨物に関しては、ベリーでの貨物のみで、やはり福島空港との差異はあまりなく、就航便数の違いによるものであると感じました。

今後の空港利活用に関しての動きについては、当初より計画されていた新幹線新駅設置を含めた接続が大きな課題であると感じました。

いずれにせよ、首都圏に近い空港同士でありますので、今後とも情報交換、連携などを促進し、地方空港の在り方について議論を深めていきたいと感じました。

〈大寺正晃委員〉

同空港は、福島空港と同様に2,500mの滑走路を備え、成田や羽田への路線なしで開港した。

外国人出入国者数は、地方管理空港の中で第1位。空港地用促進と地域活性を狙い、空港見学者100万人を目標に促進策を事業化。航空貨物の利用促進にも力を入れ、支援策を事業化。空港と周辺の公共交通機関との接続は福島空港より良いが、課題が残っておりJRへの働きかけ等を行っているが解決していない。利用促進策として、搭乗者ではなく見学者のための施設設置に力を入れているのが興味深かった。

今回の視察を参考に、様々な視点から利活用促進への提言をまとめ、積極的に発言していきたい。

〈川田伍子委員〉

このたびの行政調査にてまず感じたことは、空港において各市の行政において交流事業の重要性がとても必要であり、おおいに利活用しているということです。

当市においては、福島空港開港以来20年を迎え、各種イベントはいろいろと行っておりますが、まずは当市としてのビジョンづくりが急務であると思っております。福島県の交通利便性の拠点としての役割は、これからますます大きくなるものと思われまますので、観光面はもとより農商工一体となって地域づくりの政策が急務と考えさせられた研修でした。

今後の課題として、

- ①空港施設を利活用しての小中学生に対するふるさとの良さを知ってもらう教育
- ②県内各地域の物産館等での観光事業の充実
- ③須賀川市、岩瀬地方のPR活動の推進
- ④観光産業に関する人材の育成事業の充実

〈佐藤瞭二委員〉

静岡県の空港利用促進策として「富士山静岡空港利用促進協議会の事業」「県の事業」「富士山静岡空港㈱の事業」そして視察地の「島田市の空港利用促進策」がそれぞれ促進策が示されました。

現状、利用者数については満足いく数値は到達に至っていないようですが、経済効果は県全体に良い影響を与えていると評価されていました。スタート時の就航先の廃止した相手先もありますが、新規就航先の確保が順調に進み、それぞれの促進策及び新たな展開は十分に行われていました。特に、各自治体がそれぞれ利活用促進地域連携事業を継続して実行されている点は、本市においても参考になるものと考えます。県単独で促進策を進めるのではなく、本市を含め県の各自治体が就航先を集中的に交流相手として見定め、互いに翼の関係を築き、観光・ビジネス・交流・教育・医療・研究・物流・災害保全など多岐にわたる関係拠点とすべき空港となるよう進めてみることも、今後の利活用促進に向けた一つとなるのではないかと考えます。

〈鈴木正勝委員〉

富士山静岡空港は、平成 21 年 6 月 4 日に国内 3 路線、国際 2 路線、滑走路 2,200m で開港し、その後滑走路 2,500m 延長や国際航空貨物取扱いの開始、運用時間延長、西側エプロン拡張は中国東方航空「上海便」を「武漢」まで延伸、1 番スポットに旅客搭乗橋を増設するなど、空港環境の拡大・拡充を図り、平成 25 年 5 月に搭乗者 200 万人を達成している。

特徴としては、46.4%と個人旅行の割合が高い、県内 22 市町による静岡空港を利活用した事業展開、601 法人が会員の企業サポーターズクラブによるビジネス利用の促進、航空貨物（国内・国外）の取扱いの拡大、他空港から静岡空港へ切り替えた場合に発生する追加費用の支援などがある。

また、静岡空港の利活用促進に資する事業展開を県が大きくリードして、関連団体との連携を果たしていると強く感じた。

福島空港の利活用促進のためには、立地自治体として多くの団体との連携強化策など具体的な利活用昨夜、長期的展望に立った防災拠点空港、首都圏に係る貨物の取扱いを睨んだ国際貨物空港としての整備などを提言として取りまとめ、県に対して実行運動をおこしていく必要性が大切だと感じた。

〈渡辺忠次委員〉

富士山静岡空港は、昭和 62 年にはもうすでに予定地が決定されていながらも、開港までに 23 年間で費やした難産の空港であった。

しかも終局には、静岡県知事が引責辞任を条件としたうえで、ようやく誕生した空港である。従って、開港後数年経過した現在も、歓迎ムードに包まれたままであると感じ取った。

しかし、島田市も静岡県も利活用促進策としていくつかのメニューを用意しながらも、スタート時点よりも乗降客数が実態としては減少傾向にある。そして、県は年 5 億円の予算を消費している。福島空港開港後、数年経った時と酷似しているなど感じました。

しかし、今のままでの行き詰ることが予想されるので、今ここで抜本的な見直しをしなければ将来の存続も危ういものがあると思われる。

従って、福島空港の再生活性化のための参考ということにはならないようである。

調査項目

○議会による行政評価について

【泉佐野市の概要】

- (1) 市制施行 昭和23年4月1日 (2) 面積 56.36 km²
(3) 人口 101,638人 (4) 世帯数 44,276世帯

議会による行政評価制度の導入

議会による行政評価は、市民への説明責任を果たす観点から、財政健全化を中心とした事務事業評価を行うことにより、財源の捻出を生み出し行政資源の効果的配分と効率的活用を図るものである。また、成果重視による行政経営の実現を目指すとともに、職員の企画立案能力と政策形成能力の向上を図ることを基本的な目的としている。

評価にあたっては、議員全員が関わる機会を作るとともに、最終的な結論は行財政委員会に託している。

平均点を結果とする手法は、予算に反映するための効果としてはほとんど期待できないため、行財政委員会により最終評価を作成することとしている。

泉佐野市議会基本条例（平成25年4月施行）において、議会による行政評価について規定している。

泉佐野市議会基本条例（抜粋）

- 第12条 議会は、市が実施している政策、施策、事務事業等について、有効性、効率性、必要性等の視点から評価するものとする。
- 2 議会の行政評価は、行政側の活動を監視し、評価することで適正な行政運営の確保に努めることを目的に行うものとする。
- 3 議会としての共通認識を深め、合意形成を得るために、行政評価討論会を開催するものとする。
- 4 議会は、行政評価を行ったときは、その結果を市民に公表するとともに、市長に提出するものとする。

※行財政委員会の設置

特設委員会として設置されており、市が策定する行財政改革について、審議・調査するとともに、行財政改革全般について提言監視を行っている。

委員定数は8人。



視察の様子

《行政評価の流れ》

- ①改善が必要と思われる事務事業について、議員1人1提案を行う。
〔7月末まで〕
※この際、当局から当該年度の事務事業評価シートを配布してもらう。
※前年の評価結果を参考資料として議会事務局において配布する。
- ②18事務事業（1提案×18人）を評価対象とする。ただし、重複等で18事業に満たない場合は、不足分を行財政委員会の正副委員長の判断において追加する。評価対象事業を決定後、全議員に通知する。
〔7月末まで〕
- ③行財政委員会においてヒアリングを行う。全議員が評価を行う観点から、行財政委員会に所属していない議員にも参加を呼び掛けているが、ヒアリングの際は傍聴のみとなる。
〔8月中に3～4日間〕
- ④評価シートに基づき、全議員による評価を行う。
〔10月上旬まで〕
- ⑤行財政委員会において、全議員による評価結果を参考に議論を行い、各事務事業ごとに「現状維持」、「見直し・改善」、「廃止」等の結論を出す。
〔11月中旬まで〕
- ⑥行財政委員会の正副委員長において取りまとめを行い、最終確認ののち市長に提出する。
〔11月下旬まで〕
- ⑦当局より、評価結果の予算への反映状況が提出される。
〔3月議会まで〕

- ・平成23年は18事業の評価を行った。
- ・平成24年は16事業の評価を行い、重複分についてはまとめずそのまま評価した。
- ・平成25年は10事業の評価を行った。議員全員から出された項目を行財政委員会において一定の数に絞り込みを行った。

行政評価の結果については、附帯意見をつけ一覧表にまとめて提出している。（以下抜粋）

平成25年度（平成24年度分）議会による行政評価（抜粋）

評価事業名	事業	予算	理由	附帯意見
介護給付適正化指導等事業	拡充	拡大	・適正化を図るためには職員体制の確立 ・事業所への適正化指導の強化	・不正サービスの実態調査を求める。
給付事務事業	現状維持	現状維持	・レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の推進で更なる事業の充実を図る。	・すべての医療機関に適正な医療を推進するための市道の強化。
農業振興補助事業	拡充	現状維持	・お金を使ってだけでなく、使わなくてもできる振興策を考えるべき。	・特産品のブランド化を目指しもっとPRに力を注ぐべき。 ・市の農業振興策を新たに策定すべき。

質疑応答

〈佐藤瞭二委員〉

Q：議会による行政評価において、予算へ反映させるということが明確になっているのか伺いたい。

A：議会による行政評価については、予算編成の参考資料としている。評価にあたってはヒアリング時に担当課や財政部局の担当課長、政策推進担当課が同席して行い、それらの結果を参考しながら予算に反映させている。

〈渡辺忠次委員〉

Q：予算については、当局の専権事項であると思うが、議会による行政評価において、拡充、維持、縮小、廃止となると、予算のことまで踏み込んで評価をしているが、その辺についてどうなのか伺いたい。

A：評価した議員の中で、決算額と評価した事業の内容により、これだけ経費がかかるのか。これだけ経費をかけなくてはならないのか。などの指摘やこういう方法もあるのではないかなどの意見もある。このようなことを付帯意見という形で評価を行っている。結果的に予算を見たときに、評価とちがった事業もあるが、担当課よりなぜ違ったのかの説明を議員に対して行っている。

Q：予算は当局の専権事項であり、これを議会がということはありえないことと考えているが、その辺のところはどうなのか再度伺いたい。

A：当局においては、議会による行政評価に趣を置き、あくまで参考資料として予算編成を行っている。

Q：議会においてこの行政評価を実施しようとした動機や環境はどのようなものがあったのか伺いたい。

A：平成22年に予算・決算の審査を行ううえで、他の議会の先進事例を見聞し、本市議会でも実施しようとなったものである。市においては平成16年から行政評価を実施している。

Q：予算・決算の審査において、なかなか中身の細かいところまで審査できないため、このような行政評価を行っていると思うが、この行政評価を行うことにより、事業内容の細かいところまで審査することができるのか。

A：事業に対してのヒアリング時間を1時間とって行っているため、その中で審査を行っている。

〈村上清喜企画財政課長〉

Q：当局側においては平成16年から行政評価を実施し、当初は内部評価で、その後外部評価を行っている中で、議会による行政評価も実施するとすると、それぞれ違った評価となる場合も考えられるが、その場合の整理の仕方はどのように行っているのか伺いたい。

また、市長が議会出身だということで、そのような背景があつて議会による行政評価を行っているのか。

さらに、各議員が1事業を抽出して行政評価を行っているが、非常にランダムで統一制など

が取れているのか伺いたい。

A：外部評価については、毎年行っているものでなく、平成22年度に一度行ったところである。委員6名で計7回委員会を開催した。6名の委員のうち2名が公募者、3名が学識経験者、1名は市長が認める者としている。いろいろ意見をいただいたが、議会の評価と外部評価に違いがある場合もあるが、外部評価については、事業のやり方についての意見をいただき、例えば、事業の目標値に対してどのような基準で行うかというような指摘をいただきながら評価を行ってきた。

また、市長が議会出身だから議会による行政評価を行っているわけではない。

事業の抽出については、特に基準は設けていない。各議員がそれぞれ事業を選定しているが、事業の抽出の仕方については、今後の課題としている。

〈鈴木正勝委員〉

Q：各議員が1事業を抽出してということであるが、会派制を取っているということで、会派で調整はしていないのか。

A：重ならないようにということは調整されていると思うが、あくまで1議員1事業ということで実施している。

Q：議会による行政評価についての結果がどのようになったのか当局から議会へ説明されていると思うが、各議員の個人に対して説明しているのか。あるいは、議員が集まった中で説明をしているのか伺いたい。

A：3月の委員会において説明を行っている。その中で質疑等を受けている。

Q：行財政委員会で3月の段階で取りまとめを行っているが、これは委員会として各委員からの意見を取りまとめて次の委員会へ申し送りをすることか伺いたい。

A：3月に委員会として意見集約を行い、次の委員会へ申し送りをしている。

Q：行政評価の目的は、いかに事業を効率化させ、財源を確保するということであるが、0予算ベース事業や市民協働の分野など事業は拡大しても予算は縮小するなどの事例があれば教えていただきたい。

A：昨年、議会の行政評価の対象となったスポーツ振興事業があるが、この事業は、各種大会の優勝者への賞金は増額したが、その事業にかかる事務経費を削減した。結果、差引0としたものがある。

〈石堂正章副委員長〉

Q：議会による行政評価への市民の評価を伺いたい。

A：ホームページ等には掲示しているが、議会の評価に対しての市民からの意見等は今のところない状況である。

〈佐藤瞭二委員〉

Q：行政評価にかかる取組みについて、常任委員会ではなく、行財政委員会とした理由及び、委

員会の年間の活動時間等について伺いたい。

A：行財政委員会は、議会による行政評価を行うために設置したのではなく、従前より特設していた。議会で評価を行うに当たり、所管するところとして行財政委員会としたところである。

また、年間の活動等については、定例会ごとに行財政委員会は開催されており、30分から1時間行っているが、ヒアリングについては、その事業数にもよるが1日4時間で3日間ぐらい行っている。

各委員の所感

〈相楽健雄委員長〉

議員個人による評価、行財政委員会の取りまとめあるいは当局との同じ問題をヒアリングなどで調整を図るなど現状維持、見直し、皆瀬、廃止と決めていくなど当局、議員、行財政委員会と事業ごと行って、一議員1項目を持ち寄ることにより関心が高まるのが最大の効果であると考えました。ただ、議会による評価等は、市民には関心がないというので残念でした。

必要としない事業をいかに廃止に持っていくことが大切であると考えます。

〈石堂正章副委員長〉

今回の行政視察では、委員会調査項目である「行政評価に関すること」に沿いまして、大阪府泉佐野市の行政調査を行いました。

泉佐野市は、関西国際空港への玄関口の自治体ということで、空港隣接地域としても関係が深い地域でもありますので、「議会による行政評価」という全国でも特別な施策を行っていることに非常に興味深く調査をさせていただきました。

泉佐野市は、一時期話題となりました行政による「ネーミングライツ」の先駆者として有名であり、とても行動的なまちであると感じました。行政調査に先立ちまして、中林順三市会議長、千代松大耕市長からの御挨拶があり、市の現況、またベテラン議長と、市議会議員から転身した千代松市長との関係などをお聞かせいただき、現在の議会と市長とのつながりの強さ、深さを垣間見せていただきました。

議会による行政評価に関しては、まだ開始より3年度を経過したばかりであり、評価方式も見直しをしながらより良いものへと改革を怠らない方針・姿勢で行っているとのことで、その意気込みのほどを感じました。

行政評価に関しては、行政による内部評価、数年ごとに行う外部評価などを行っており、議会による行政評価はまた別な視点での評価方式であると認識しました。行財政委員会を中心に全議員一人一人が年度ごとの事務事業、各種事業から評価事業を抽出して、東京都のヒアリングなどを経て評価しているという、予算決算に関する議会としてのチェック機能とは別の流れがあり、ある意味では二重のチェック機能が働いているという感じがしました。特に勉強になったのは「当局とのヒアリング」というところです。この議会による行政評価の真意がここに集約されていると感じました。一つの方法としての行政評価による各施策の検討・予算配分の見直しは、真に市民のしあわせ実現に繋げることになり、大きな命題であることを忘れてはいけなと、改めまして肝に銘じていきたいと思ひます。

〈大寺正晃委員〉

議会による行政評価について、泉佐野市議会基本条例に明文化している。財政健全化の観点を中心に事務事業評価を行い、財源を捻出することを基本的な目的としている。

最終的な結論は行財政委員会に託し、最終評価を作成することで効果的に予算に反映させ、行政が効率化される仕組みづくりを目指している。

問題は、行政側がその評価をどこまで受け入れるのかが不明なこと。これはワークショップにも言えることだが、いくら条例化してもワークショップのメンバーや議会から寄せられた評価を採用するの可否はあくまで当局の判断であり、せっかく出した評価もそれに対する明確な規定がないためグレーゾーンとして存在している。

この問題を解決しなければ、行政評価の効果を最大限に発揮できないまま自己満足で終わる。

〈川田伍子委員〉

行政評価についてであります。非常に細かく評価されており、当市においても大変参考になりました。

〈佐藤暲二委員〉

先進地の泉佐野市の議会及び当局より説明を受けました。

「市民への説明責任」「行政資源の効果的配分と効率的活用」「成果重視による行政経営の実現」そして「職員の立案能力と政策形成能力の向上」を目的として進められていました。

議会による行政評価を実現するため、8名の行財政委員会を中心に、議会としての意見を取りまとめ、当局へ議会の評価を示されていました。1年を通し、議会としての方針を決定し、対象事業を抽出しヒアリング、全議員の評価を記入し市長に提出し、次年度の予算にどのように反映されたかを3月の予算案提出において、当局より反映状況の説明を求め、改めて意見を述べる機会が生かされていました。ただ現状、実績はまだ生かされず、今見直しも含め研究されているようです。

行政評価委員会は、年4回の定例会時に限られ、ヒアリング、全議員の評価記入の日数についても、実質16～24時間程度でまとめられていたことから、事業評価の抽出も年度10～18事業程度を抜粋しているとのこと。

本市は、次年度から新たな行政評価が進められますが、先述した目的を生かせるシステムとなることを真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

〈鈴木正勝委員〉

議会による行政評価導入の背景として、泉佐野市の財政状況の悪化による財政再建団体からの脱却が大きな要因になっている。

議会による行政評価は、全国的にも先進的な事例であるが、説明に対する質疑の中でも試行錯誤しながら進めていると強く感じた。また、市長が市議会出身の経緯などから市と議会の連携の中で推進が図られたと思う。

市の事務事業の中から議員一人あたり1事業を提案し、18議員の18事業について8人による行財政委員会が重複等の調整を行い、その18事業ごとにヒアリングを行い、各事業ごとに「現

状維持」「見直し・改善」「廃止」の結論を出し、市長に提出し行政側より評価結果の予算への反映状況を議会に提出してもらっている流れになっている。

評価事務事業選定方法やヒアリングの方法、評価表現の仕方、予算投入の整合性など課題点も見受けられたが、当議会においても課題点を解決する方策を議論しながら、議会による行政評価の導入に向けてさらに調査を続けていくことが求められると感じた。

〈渡辺忠次委員〉

泉佐野市議会条例に、行政評価について「行政側の活動を監視し評価することで、適正な行政運営の確保に努めることを目的とする」とうたっており、「行政評価検討会を開催すること」とし、「行政評価の結果を市民に公表すること」とはっきりと明文化されている。

また、議会条例運用基準には「評価対象、評価手法等については、行財政委員会において決定する」としており、究極にはこの行財政委員会に委ねられている。

予算の執行に対する当局側の専権事項を、議会自らの手による行政評価が、やがては抵触したり侵害したりする事態にならないだろうかと心配を感じていたが、当局側の議会による行政評価は常に頭に存在させているがあくまで参考意見との見解によって心配は徒労に終わった。

行政評価の理想形は、P（PLAN）、D（DO）、C（CHECK）、A（ACTION）のサイクルを確立することにあるが、道未だ半ばという印象を持った。



泉佐野市役所前にて

行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成26年 1月15日～ 17日	調査先	岐阜県岐阜市 静岡県沼津市
参加者	委員長 塩田 邦平 委員 五十嵐 伸 水野 敏夫 理事者 安藤 和哉 (道路河川課長)	副委員長 車田 憲三 森新 男 高橋 秀勝		随 行 鈴木 弘明	
<p>調査事項 : 総合治水対策について (岐阜市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの経緯と内容について ・今後の課題等について <p>【岐阜市の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制施行 明治22年7月1日 (1市4町による合併) ・面積 202.89km² ・人口 416,625人 (平成26年1月1日現在) ・世帯数 173,172世帯 <p>1 岐阜市の治水対策について</p> <p>(1) 基本方針 ～ 災害に強いまちづくりのために</p> <p>局地的な集中豪雨や想定を超える大規模な洪水の発生により、甚大な被害が頻発した。 農地や川沿いの低地などの宅地化も一因 ⇒河川地域の保水能力や遊水機能力が低下し、短時間に雨水が流出</p> <p>総合的な治水対策の推進</p> <p>[従来の治水対策]</p> <p>ハード整備を重点実施 整備プログラムに基づき、河川や水路の工事を順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・莫大な費用と時間が必要 ・局的や想定外の豪雨に対応できない ・整備効果は流域内の限られた範囲 <p>↓</p> <p>[総合的な治水対策]</p> <p>ハード・ソフトの両輪を推進 河川改修だけでなく、流域対策や被害軽減対策も実施 総合防災力の向上 「自助」・「共助」・「公助」が連携した取り組みの推進</p> <p>(2) ハード面の治水対策</p> <p>ア 都市基盤河川・準用河川事業</p>					

① 都市基盤河川（正木川）

流域面積 1.52km²、流域内人口 約 4,300 人

土地利用形態 宅地等

流下能力

現況 12.2 m³/s (1/1.8 年)

計画 30.0 m³/s (1/30 年)

正木川における環境に配慮した取組み

◆環境整備のコンセプト・・・憩いの空間の創出

・河床面：水生動物の生息環境の創出

⇒みお筋の設置 平常時推進の確保と流れの変化を持たせる

② 準用河川（戸石川）

イ 流域貯留浸透事業

流域において、雨水を一時的に貯留し河川への流出抑制を図ろうとする事業

◇校庭貯留 計 18 か所：校庭に雨水を一時的に貯留

ウ 公共下水道雨水渠事業（浸水対策）

① 伊奈波貯留槽

・場所：伊奈波神社参道南側の広場地下

・総貯水量：約 8,600 m³（小学校 25m プール約 28 杯分）

・内容：鉄筋コンクリート製箱型水槽（縦 51.2m、横 36.2m、深さ 5.8m）

・工事着手：昭和 55 年 10 月

・工事完成：昭和 56 年 12 月

※昭和 51 年 9 月の集中豪雨での被災を契機に、梶川町貯留槽とともに、今泉排水路を保管する施設として、排水路計画に組み込まれた。

※大雨の時に、今泉排水路と伊奈波神社の山から流れてくる雨水を一時的に溜めて、今泉排水路の水位低下後、ポンプで今泉排水路へ排水する。

② 梶川町貯留槽

・昭和 51 年 9 月：集中豪雨により浸水

・昭和 54 年：排水基本計画の見直し

・昭和 55 年 1 月：都市計画決定

・平成 20 年 3 月：都市計画変更

・貯留量：約 6,200 m³（小学校 25m プール約 20 杯分）

・規模：内径 4.0m、延長 500m

・工法：シールド工法

・工事期間：平成 23 年度から平成 25 年度

エ 境川総合治水対策 ～ 岐阜県や近隣市町村（流域の 3 市 2 町）との連携

岐阜県、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町

・ハード対策 河道改修「流す」、雨水貯留「ためる」、排水機場「分離する」

・ソフト対策 情報提供、森林・緑地・農地の保全

(3) ソフト面の治水対策

ア 河川・気象情報等の監視

課題：急激な水位上昇の際、適切なタイミングで適当な対象区域に避難勧告等を発令

対策：河川や気象情報を基にした水位予測の確立、地域ごとの現況把握等により、さらに迅速かつ適切な判断ができるように、河川・気象情報等の監視体制を強化

- ・降雨量と水位のデータを10分間ごとに観測
- ・10分間ごとのデータを基に、水位予測を実施
- ・局地的豪雨に備え、雷注意報時にも水防体制を開始（平成22年8月から）

イ 洪水・内水ハザードマップ作成

目的：「自助」、「共助」の取組みによる防災意識の向上を図り、浸水被害を最小化

- ・浸水情報と避難方法等に係る情報を、市民にわかりやすく事前に提供
- ・平常時からの防災意識の向上と自発的な避難の心構えを養成
- ・市民と行政間の浸水に関する情報を共有

作成状況

◇洪水ハザードマップ：H14～19に作成済、長良川・境川等の5冊

◇内水ハザードマップ：H23～24に作成済

ウ 浸水実績図の提供

昭和51年9月12日の豪雨災害浸水区域と平成元年以降の浸水実績を掲載

エ 住宅建築予定者へのお知らせ ～ 住宅設計における浸水対策について

家づくり：水から人命を守る、水から生活を守る、水から家財を守る

オ 浄化槽の雨水貯留槽への転用

目的：「雨水の有効利用」と「環境の保全」を図るため、下水道への切り替えなどによって不要になった浄化槽を雨水貯留槽として活用

転用効果

- ・資源（浄化槽・雨水）の有効利用
- ・廃棄物（浄化槽）の抑制
- ・水道水の節約
- ・降雨時の河川への負担軽減

カ 分集造林「たずさえの森」事業 ～ 長良川上流域との連携

背景：林業衰退による森林の荒廃、公益的機能の低下

林業関係者の高齢化

長良川の水量減少

目的：森林の公益的機能の回復

長良川の豊かな水資源の保全

長良川上流域自治体と下流域自治体の連携と交流

課題：林業の活性化

上流域の林業関係者のみの努力では限界

対応策：長良川の恩恵を受ける下流域の自治体が、上流域の自治体とともに手を携えながら森林を整備

林業活性化のための支援や、木材需要拡大を推進

実施方法：長良川上流域の自治体が土地を提供
岐阜市は森林整備に必要な費用を負担
成林後、伐採してその収益を分配
契約期間は 60 年～110 年

現在：植林作業から枝打ち、間伐などの育林作業を実施中

キ 水防連合演習

専任水防団（1,620 名で構成し、全国 4 番目の規模を有する）

総括

- ・近年、局地的豪雨による甚大被害が多発しており、その対策として、従来の河川・水路整備だけでは限界があるため、ソフト対策も含めた総合的な治水対策が重要である。
- ・流域対策として、雨水流出抑制が効果的であるものの、民間開発者に対する協力要請や指導を徹底する必要がある。
- ・想定外の豪雨に備えるため、日頃から住民に対して防災意識を促し、「自助」・「共助」・「公助」による浸水軽減策を図る必要がある。

2 質疑応答

Q：校庭貯留に関して、校庭に貯留する場合、ある程度の河川水位になった時に自然と水が入るのか、あるいは水門のようなものを開けて入れるのか。

A：河川からの水ではなく降雨を貯留しており、強い雨でないと溜まらない。

Q：校庭に溜まった水を排水するときに泥が残るだろうから、その対策はどうしているのか。また、校庭を早く乾かすための対策はどうしているのか。

A：自然排水で、オリフィスと呼ばれる小さな排水口を設けて少しずつ流す構造になっており、貯めマスで泥等は落ちることになる。めくら暗渠は全面にはできないので、側溝にある程度の間隔でめくら暗渠を入れ、表土(メッシュ)の下に砕石を敷いて対応している。

校庭貯留が完成した当初は、水はけが良くなったと好評な意見をいただいた。

Q：河川改修、校庭貯留、流域貯留、何か所かの貯留槽が完備されて、1 時間当たり雨量 60mm に耐えうるということなのか。

A：伊奈波貯留槽、梶川町貯留槽も 56mm の雨に対応している。基本的には 56mm 対応であり、100mm 対応ではない。

Q：整備した場合でも 100mm の雨には対応できないのか。今まで 100mm の雨を経験したことはあるのか。

A：100mm の雨には対応できない。対応させるには、全面的に下流から改修する必要があり、現実的に 100mm 対応は難しい。100mm の雨を経験したことはある。

Q：岐阜市では、一時貯留に力を入れているが、砂礫盤による地下浸透装置は手掛けているのか。

A：地下浸透事業は、補助的プログラムで行ってはいない。校庭貯留については、境川が貯留施設の補助対象となったことで整備した経緯があり、境川流域以外は、公共施設に貯留施設は整備してはいない状況である。境川流域が一番のネックとなっている。

Q：雨水渠整備に関して、暗渠方式で下水道を整備する際に、もともと準用河川に市長が指定しているものを告示行為で普通河川に戻すとか、水路に付け替えて公共下水道事業として整備さ

れた事例はあるか。

A：準用河川を格下げした事例はない。

Q：普通河川を準用河川に指定して河川事業として整備した事例はあるか。

A：事例はある。ブロック張りの暫定断面の河川を見直して、準用河川に指定することはある。

Q：須賀川市の場合、下水道事業を7年確立45mmでやっていて、既往最大45mm降ったことがある。河川事業は10年確立50mmで準用河川の整備をしており、5mmの差を面整備でやる場合にどうするのかという話がある。地下浸透を定量化することは難しいので、現在、貯留で5mm分を対応することを検討している。

岐阜市の場合、校庭などに貯留するときに、周辺住民から何故ここに水を溜めるのかという反対意見は出なかったのか。また、鉄筋コンクリート製の伊奈波貯留槽を整備するときに、ここに水を溜めることによって、想定外の大雨が降った場合、ここに浸水と呼び込むという心配の声は出なかったのか。

A：伊奈波貯留槽、梶川町貯留槽とともに、浸水被害が軽減されるということで、周辺住民の方々からは反対意見の声は出なかった。

Q：校庭貯留に対して、児童公園や、近隣公園の貯留状況はどうなっているのか

A：公園はまだ取り掛かっていない。境川流域にも公園があるが、公園整備は計画に位置づけしており、公園については今後の課題である。

小・中学校は、冬場運動場として使われない時期に整備したが、公園は四六時中使われていることから、公園を整備する場合、その間公園が使えなくなるので、協力が得られるかどうか問題がある。

3 各委員の調査所感

(塩田邦平委員長)

岐阜市は、治水対策の基本方針として「災害に強いまちづくり」を掲げて、ハード・ソフトの両輪により総合的に推進している。

ハード面の治水対策としては、都市基盤河川・準用河川事業、流域貯留浸透事業、公共下水道雨水渠事業等に取り組んでいる。

流域貯留浸透事業は、流域において雨水を一時的に貯留し、河川への流出抑制を図る事業であり、18か所の校庭に雨水を一時貯留している。

公共下水道雨水渠事業の伊奈波貯留槽は、小学校25mプール約28杯分の総貯水量であり、昭和55年に工事着手し翌56年に完成し、梶川町貯留槽は、小学校25mプール約20杯分の総貯水量であり、平成23年度から工事に着手し、現在工事中である。

ソフト面の治水対策としては、河川・気象情報等の監視、洪水・内水ハザードマップの作成、浸水実績図の提供、住宅建築予定者へのお知らせ、浄化槽の雨水貯留槽への転用、水防連合演習等に取り組んでいる。

洪水・内水ハザードマップとしては、「自助」、「共助」の取組みにより、防災意識の向上を図り浸水被害の最小化を図ることを目的として、洪水ハザードマップと内水ハザードマップを作成した。

浄化槽の雨水貯留槽への転用としては、雨水の有効利用と環境の保全を図るため、5万円を上限に工事費用の2分の1を補助している。

1,620名で構成し、全国4番目の規模を有する専任水防団が、水防活動の練磨、水防技能の向上、水防思想の高揚、水防体制の強化を図ることを目的として、水防連合演習に取り組んでいる。水防団は、消防団とは別の組織である。

局地的豪雨により甚大な被害が各地で多発している。その対策として、従来の河川・水路整備だけでは限界があり、須賀川市においてもソフト対策を含めた総合的な治水対策が望まれる。

(車田憲三副委員長)

岐阜市の実施している治水対策は、河川改修だけでなく流域対策や被害軽減対策を総合的に推進している総合治水対策である。

小・中学校の校庭を利用し、雨水を一時貯留する流域貯留浸透事業の実施により、18の流域貯留施設と2つの雨水貯留施設（1つは施工中）を整備しており、総貯留量は38,942 m³となっており、56mm（1時間）の雨量に対応できる能力を備えている。

さらに、市民に対する防災情報の提供、地域防災力の強化に努めており、岐阜市の50地域を対象に情報伝達対策・避難対策・災害時要援護者対策などを含め、地域特性に合った「地域防災コミュニティ計画」が住民主体で作成されている。また、小・中学校での防災学習の推進や、水防管理団体による水防連合演習も実施されている。

以上のように岐阜市における治水対策は、治水施設の効果的な組み合わせとハード及びソフト対策の組み合わせから成り立っており、流域内の住民の理解と協力も得られているようである。

総合治水対策を目指す須賀川市にとって参考となる事例であると感じた次第である。

(五十嵐 伸委員)

岐阜市の河川課は、1.水害から人と暮らしを守るまちづくり、2.自然環境を保全・創出・川と親しむための川づくり、3.市民との協働による川づくりを考えながらの取り組みを実施されている。

近年のゲリラ豪雨・局地的な集中豪雨で想定を超える大規模な洪水が発生し、甚大な被害が頻発しているようである。その一番の原因は、農地や川沿いの保水能力や遊水機能が低下し、短時間で雨水流水が起こる内容であった。

その対策として、従来の河川・水路整備だけではなく、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の考えから、民間開発業者に対する協力要請、住民に対する防災意識の向上、「自助」・「共助」・「公助」による浸水軽減策を図っているとのことであった。

今回の調査では、どの自治体も同じ内容で被害が発生しており、その地域に見合った対策をとらなければならないと感じた。やはり、住民と一体となって取り組みを実施していかなければ問題解決は難しいことであり、この考えを須賀川市にも提言していきたいと思う。

(森 新男委員)

岐阜市においては、河川流域の都市化が急速に進んでいることから、これらに対応するため、河川対策と同時並行的に流域対策に取り組んでおり、一体となって治水対策を行う総合治水対策を展開している。

須賀川市と比較した場合、都市形成、気候、地形など地勢条件が大きく異なることから、取り組むべき事業等については同一視することはできないが、河川、流域整備、都市計画及び建築確認等の許認可業務と連携して推進している姿勢は大いに学ぶべきであり、参考にすべであると思料す

る。

(鈴木忠夫委員)

岐阜市では、都市化の著しい河川流域において、河川改修や調整池、排水機場だけでは多大な費用と年月を要し対応できないため、河川対策とともに流域内に雨水貯留浸透施設等を設置し、雨水の流出を抑制する対策等に取り組んでいる。

一つに「流域貯留浸透事業」では、一級河川流域の小・中学校など、公共公益施設の敷地（グラウンド・校庭）を利用し、一時貯留して洪水流水抑制を図っている。この事業は、昭和 61 年から平成 22 年の間に、18 か所の施設を整備完了しているとのことであった。

二つに「雨水貯留施設整備事業」では、公共下水道雨水渠「今泉排水路」が築造当時の計画を大きく上回るほど周辺に宅地が建ち水流の量が増し、毎年 2～3 回の局地的な浸水被害が出るため、排水路全体の改修を検討したが、住宅が密集し多大な費用がかかり改修が困難なため、排水路の機能を補完する貯留施設を整備している。

「伊奈波貯留槽」昭和 56 年 12 月完成

- ・総貯水量：約 8,600 m³（小学校 25m プール約 28 杯分、縦 51.2m、横 36.2m、深さ 5.8m）

「梶川町貯留槽」工事中（工事期間：平成 23 年～平成 25 年度）

- ・貯留量：約 6,200 m³（小学校 25m プール約 20 杯分、内径 4.0m、延長 500m）

一言地形の問題もあるが、須賀川市においても費用面を含め十分検討すべきであると思う。

(水野敏夫委員)

従来の河川改修や調節池・排水機場などの河川対策だけでは、都市化のスピードに追いつけず、流域内に雨水貯留をすることによって、雨水の流出を抑制している。その例として、小中学校校庭など公共施設の敷地を利用し、雨水を一時貯留していた。

校庭に深さ 30 cm の堤をつくり、そこに雨水を一時貯留するもので、岐阜市では平成 22 年度までに 18 ケ所の流域貯留施設があり、18 ケ所の総貯水量は約 24,000 m³ である。須賀川市に当てはめてみると、小中学校全校にこの施設を整備すれば同等の成果があると思われる。しかし、少しでも早く校庭を乾かして利用するためには疑問も感じる。

伊奈波貯水槽は、伊奈波神社参道広場の地下に設置されたもので、総貯水量 8,600 m³ で、梶川貯水槽は、市道の地下に内径 4 m、延長 500m の貯水槽で総貯水量 6,200 m³ である。

これらの貯水槽は、多大な費用と長い年月を要するもので、須賀川市よりも少ない面積に 42 万人が住む都市ではやむをえないものと感じた。

(高橋秀勝委員)

岐阜市が取り組んでいる治水対策は雨水流水抑制であり、須賀川市としては内水対策である。

岐阜も集中的な大雨など洪水の発生で、甚大な被害（農地や川沿いの宅地など）を受けている。しかし、数時間で洪水がひけるということである。対策としては、雨水を一時的に貯留する方法の流域貯留浸透事業で、小中学校 18 校の校庭に合計で約 24,000 トンを溜める方法や、公共下水道を利用した雨水渠事業や、鉄筋コンクリート製箱型水槽などで一時的に水を溜め徐々に流す方法を講じている。

治水対策としては、「流す — ためる — 分離する」といった対策であると感じた。

須賀川市としても整備だけでは限界があり、ソフト対策も含めた治水対策が必要であり、自助、共助、公助による浸水軽減策を図る必要がある。自然と戦うことには限度がある。



梶川町貯留槽の作業現場にて



岐阜市での行政調査

調査事項： 総合治水対策について（沼津市）

- ・取り組みの経緯と内容について
- ・今後の課題等について

【沼津市の概要】

- ・市制施行 大正12年7月1日
- ・面積 187.13km²
- ・人口 204,703人（平成26年1月1日現在）
- ・世帯数 89,454世帯

1 豪雨災害対策アクションプランについて

・アクションプランとは、浸水被害に対して、河川、都市計画、農業、道路など治水対策に関する各機関及び地域住民が、浸水被害の軽減を図るため、その実態や原因、対策の目標について認識を共有しながら、各々が取り組むべき具体的行動を記した作戦書

(1) 豪雨災害対策アクションプランの特徴

項目	通常の河川改修計画	豪雨災害対策アクションプラン
対象地域	・流域全体	・床上浸水常襲地域に絞り込む
目標水準	・10年、20年に1回ある降雨に対して安全に流下 ・一定の整備水準を示す	・近年の浸水被害を生じた豪雨に対して床上浸水の解消を図る
計画期間	・20年～30年	・原則5年、最長10年 ・段階的効果発現
事業主体	・河川管理者	・国・県・市における河川、都市計画、農業、下水道、防災、道路等関係機関 住民の役割も記述
計画内容	・河川改修、貯留地等河川における抜本的対策について	・既存施設を最大限活用するための部分改修 ・流域の治水機能を引き出す施策を盛り込む ・想定を超える豪雨に対して住民と協働して取り組む対策を盛り込む
推進体制	・河川管理者が独自に進捗管理 ・5年もしくは10年の事業評価	・関係機関で構成する協議会で進捗管理 ・効果を確認しながら計画を修正 ・進捗状況を公表

(2) 沼川（高橋川）流域豪雨災害対策アクションプラン

ア 浸水被害の主な原因

- ・市街地が急速に拡大

高度経済成長期に入り、鉄道や道路の発展に伴い多くの企業が進出し、団地や住宅建設

が進んだ結果、池田川や高橋川周辺に市街地が急速に拡大した。

・高橋川への支川・排水路の排水不良

池田川をはじめ青野排水路等は、排水機場を通じて高橋川に流入している。しかし、洪水時には高橋川の水位が高くなるため、これ以上ポンプの排水能力を高めることができないため、流入する雨水量がポンプの排水能力より高くなると高橋川へ排水できず、水路から洪水が溢れる。

・地形的要因による雨水の集中

青野地区の地盤高は、周囲より低く窪地形状となっている。この青野地区に向かって池田川や排水路等が集中しており、山地流域から流れ込んだ雨水が集まり雨水は市街地を通過するため、高橋川の水位上昇により排水不良に陥る。

・高橋川の越水氾濫

近年で最大の豪雨被害があった平成19年7月洪水では、高橋川の河床勾配が変化する中沖橋下流100mにおいて越水が発生し、高橋川や支川池田川及びこれに接続する水路で相次いで溢水が生じた。

イ 対象区域 床上浸水被害が頻発している高橋川沿いの青野地区

ウ 対象期間 平成20年から10年間

エ 目標

- ・平成19年7月洪水と同規模の豪雨が発生した際に、対象区域において、ハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を進め、床上浸水常襲地区の床上浸水被害を5年で約3割低減し10年で概ね解消する。

オ 具体的対策

- ① 高橋川、池田川の河道改修
- ② 内水排除ポンプの整備
- ③ 浄化センター調整池の活用
- ④ 区域内流入防止対策
- ⑤ 排水系統（排水先）の見直し
- ⑥ 放水路用地の暫定貯留地
- ⑦ 砂防堰堤への雨水貯留機能の付加
- ⑧ 雨水貯留地の設置
- ⑨ 流水抑制施設の整備
- ⑩ 水田貯留及び保水地域の保全
- ⑪ 水害意識の啓発及び避難対策
- ⑫ 開発抑制のための土地利用の誘導

(3) 大平地区豪雨災害対策アクションプラン

ア 浸水被害の主な原因

・ 地形的要因による雨水の集中

大平地区の地盤高は、周囲より低く窪地形状となっており、大平地区のほとんどの排水路が大平江川に合流しているため、山地から流れ込んだ雨水が大平江川に集中する。

・ 大平江川の流下能力不足及び周辺排水路の排水不良

大平地区の現況流下能力は、最低宅盤高を有する家屋付近で約 6 m³/s であるため、流域から集まった雨水により大平江川の水位が上昇し、大平江川の流下能力不足のため、杓形排水路や御前帰排水路の排水不良に陥ることにより浸水被害が発生する。

・ 狩野川水位上昇に伴う江尻樋管閉鎖による大平地区の浸水助長

狩野川の水位が上昇したときには江尻樋管を閉鎖することになる。閉鎖により大平地区では大平江川からの自然排水ができなくなるため、大平徳倉排水機場で強制的に排水する。しかし、排水機場の排水能力を上回る流量が大平江川及び江川に流入してきた場合、大平地区での内水被害が助長される。

・ 近年における局地的な集中豪雨の頻発

平成元年から平成 20 年までの 20 年間に、静岡県で発生した時間雨量 60mm 以上の降雨は、前半の 10 年間では平均 4.6 回/年に対して、後半の 10 年間では平均 8.2 回/年と 1.78 倍に増加している。

イ 対象区域 大平江川流域の大平地区

ウ 対象期間 平成 24 年から概ね 7 年間

エ 目 標

- ・ 平成 10 年 8 月洪水と同規模の豪雨が発生した際に、対象区域において、ハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を進め、床上浸水被害を 7 年で概ね解消する。

オ 具体的対策

- ① 河道改修
- ② 樋管の改築
- ③ 排水機場の新設
- ④ 雨水貯留浸透施設等の検討
- ⑤ 流域の保水機能等の保持
- ⑥ 遊水地域の保全
- ⑦ 水害意識の啓発及び避難対策
- ⑧ 水防活動の充実

2 100mm/h 安心プランについて

(1) 国土交通省 水管理・国土保全局が創設した制度

ア 事業概要

- ・ 従来の計画降雨を超える「ゲリラ豪雨」に対して、住民が安心して暮らせるように、関係分野の行政機関が役割を分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街

地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画

- ・水管理・国土保全局長において登録し、登録した地域については、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより計画的な流域治水対策を推進

イ 対象地域

- ・河川事業及び下水道事業が実施されている住宅地や市街地の浸水被害軽減を図る地域

ウ 計画策定主体

- ・市町村及び河川管理者、下水道管理者（必須）
- ・住民(団体)や民間企業等（任意）

エ 期待される効果

- ・河川や下水道等の連携により一層の効果的整備が可能
- ・登録、公表等により一層の整備推進等が見込まれる
- ・住民等の参加により地域防災への意識が向上

(2) 沼津市の取組み（沼川・高橋川流域における 100mm/h 安心プラン）

ア 基本方針

① プラン策定の方針

- ・近年床上浸水が複数回発生している流域を集中的に整備
- ・近年浸水被害が生じた豪雨に対して、床上浸水の解消もしくは一定数軽減できる水準まで緊急的に引き上げ
- ・静岡県、沼津市で構成する協議会により、P D C Aサイクルによる進捗管理

② プランで対象とする降雨

- ・49mm/h（平成 19 年 7 月 14 日実績豪雨）

③ 実施による効果

- ・期間内に関係機関が対策を実施することにより、対象とする降雨と同規模の降雨に対して流域で床上浸水被害を概ね解消

イ 計画策定の体制

① 参画団体等

- ・静岡県の関係部署、沼津市の政策企画課、河川課、下水道整備課、計画課、農林農地課

② 推進体制

- ・沼川・高橋川流域総合的雨水排水対策協議会（静岡県と沼津市で構成）

ウ 目的を達成するための実施内容

① 法定計画等に基づく浸水対策

- ・河川事業

静岡県において、沼川新放水路の建設と高橋川狭窄区間の河道拡幅を実施。

・下水道事業

沼津市において、青野地区の排水系見直しを検討し、高橋川の中沖橋付近で樋管築造工事を実施し、青野八石都市下水路の改修を実施。

② 分散型貯留浸透施設による流域対策

- ・静岡県において、暫定貯留施設や貯留施設を設置
- ・沼津市において、高橋川上流域に洪水調整施設を設置
- ・住民による農地等の遊水地域の保全

③ 危険情報周知対策

- ・静岡県において、沼川・高橋川を水位周知河川に指定
- ・沼津市において、ハザードマップを作成
- ・静岡県・沼津市において、雨量・水位情報をHPで公表

④ 地域における水防活動強化の取組

- ・河川愛護事業（自治会による河川清掃）
- ・ハザードマップを活用した避難訓練、水防訓練への河川管理者の参加を検討

⑤ まちづくりや住民(団体)、民間企業等における水害対策への取組

- ・事業者による自営水防への支援の検討
- ・静岡県（河川管理者）と沼津市、流域住民による水害版図上訓練の実施
- ・沼津市による開発抑制のための土地利用誘導（調整池整備指導等）
- ・沼津市による埋立て・盛土行為に対する許可申請の義務付け（条例施行）
- ・沼津市森林整備計画に基づき、愛鷹山麓の里山・森林を適正に保全・管理
- ・各自治会による速攻整備の実施

エ 計画期間 平成 25 年度から平成 29 年度（予定）

3 質疑応答

Q：沼川・高橋川の整備に関して、池田川はもともと普通河川だったのか、あるいは準用河川だったものを普通河川にして下水道事業として整備したのか。

A：池田川は、もともと普通河川であった。

Q：池田川を排水機場で上げて高橋川に流す場合、ポンプ施設は下水道事業で整備されていると思うが、整備にあたって、河川部門と下水道部門との間で、どういう協議の中で事業区分けを行ったのか。

A：沼津市には、河川部局と下水道部局があるが、沼津の下水道処理は遅れている。現在、下水道は汚水処理を鋭意手掛けており、雨水対策は追いついていないことから、河川部局が、河川整備の事業費と都市下水路の事業費の二つを担当している。

7分の1の降雨に耐えられる河道改修という意味で、河川部局と下水道部局も同じ目標数値にしており、整備内容は同じようにしている。昨今の時代の流れで、都市下水路の県費補助がなくなってしまったが、何とか県費補助を使って池田川の整備を完了することができた。

排水機場は、都市下水路の事業費で河川部局が整備したので、下水道部局との調整はなかった。管理についても引き続き河川部局が担当している。

Q：地形的に、山から平らな所まできて、海のところで高くなって沼地になっているが、山側か

らくる高い水を、位置エネルギーを使ってトンネル的な形で抜くことを選択肢の一つとしているのかどうか。

A：過去にシールド工法の話が合ったが、シールドマシーンをを使う場合、始めたら1～2年で完成させるために、初期投資に多額の費用が必要となり、20年くらい頓挫していた。地元住民、沼津市ともに、何とかしないとこの地域の浸水被害が解決しないことから、静岡県に働きかけを行った。

海の流れ、潮流で出口がつまりやすかったので、深い位置にもっていけばつまらなくなるのではという理由でトンネル工法を採用していたが、最近、コンピュータシミュレーション能力が向上し、浅い位置にしてもつまらなくなる工法が見つかった。そこで、シールドトンネルではなく、土地を買って一度掘ってBOXを入れて、埋め戻す工法に変更したのが、昨年の河川整備計画である。それに伴い、現在、色々と調査しながら、県として土地を買い始めている状況である。

Q：大平地区については、田んぼの中に水をあふれさせる、いわゆる田んぼダムの発想だと思うが、米がとれなくて減収になってしまった場合の補償はどうしているのか。住民に我慢してもらうのか、あるいは減収分に見合う形で補償をしているのか。

A：もともと、湛水防除事業で取り組んでいたもので、河川サイドで新たにお願いしたわけではないので、まだ、その話題になっていない。

田んぼの補償に関する事例としては、静岡市の巴川が挙げられる。この川は、浸水被害がひどい河川で、上の田んぼに水を溜めるということで、補償金を支払っているのので、参考にしていただきたい。沼津市でも取り組みたいが、農林サイドとの調整が必要であり難しい。

Q：田んぼに溜める水をどこまで許容しているのか。

A：湛水の深さは、湛水防除で45cmか50cm位を24時間以内にはければとしているが、河川サイドとしては、その時間を指定はしていないが、数値的に示せない状況でよくなるようにやっているということを地元住民に説明させていただいて、効果が得られるものと信じて事業を進めている。

大平地区については、調整区域にはなっているけれど水を溜める部分が少なくなってきた。市としては地元に対して、この事業を行っても埋まったら元の木阿弥、皆さんが田んぼを盛らないようにして、今まで田んぼにたまっていた水を自分のところで処理できるようにするようお願いしている。地元の協議会で、各戸の代表者の方々に、埋めると同じようになるということを、強制力はないが繰り返し説明している。

4 各委員の調査所感

(塩田邦平委員長)

豪雨災害対策アクションプランは、浸水被害に対して、河川、都市計画、農業、道路など治水対策の関係各機関及び地域住民が、浸水被害の軽減を図るため具体的行動を記した作戦書である。

沼川（高橋川）流域豪雨災害対策アクションプランは、青野地区を対象エリアとしている。このエリアは、海岸より低く山側からの雨水が溜まりやすい。このアクションプランは、①高橋川、池田川の河道改修、②内水排除ポンプの整備、③浄化センター調整池の活用、④区域内流入防止対策、⑤排水系統（排水先）の見直し、⑥放水路用地の暫定貯留地、⑦砂防堰堤への雨水貯留機能の付加、⑧雨水貯留地の設置、⑨流水抑制施設の整備、⑩水田貯留及び保水地域の保全、⑪水害意識の啓発

及び避難対策、⑫開発抑制のための土地利用の誘導対策の12のメニューで構成している。

大平地区豪雨災害対策アクションプランは、平成10年8月洪水と同規模の豪雨が発生した際に、対象区域において、ハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を進め、床上浸水被害を7年で概ね解消することを目的とし、対象期間は平成24年から概ね7年間としている。

いずれのアクションプランも、Plan（行動計画の策定）、Do（行動計画に基づく対策の実施）、Check（対策の効果検証）、Action（改善）によるPDCAサイクルに基づき進捗管理をしている。

沼津市は、国土交通省が創設した計画である「100mm/h安心プラン」に取り組んでいる。

この計画は、従来の計画降雨を超える「ゲリラ豪雨」に対して、住民が安心して暮らせるように、関係分野の行政機関が役割を分担し、住民（団体）等の参画のもと、浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めものであり、市町村及び河川管理者、下水道管理者が計画策定主体となる。

また、国土交通省において登録した地域については、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することで計画的な流域治水対策を推進することができる。

（車田憲三副委員長）

沼津市は地形的に低位置で勾配がない地区があり、降雨時には自然排水が困難となり浸水被害が頻発し深刻化している。こうした特徴を持つ地区の浸水被害軽減のためには、河川整備などのハード対策と防災情報の提供や適正な土地利用の誘導などのソフト対策について、関係行政機関や地域住民が一体となって、総合的雨水排水対策の構築が必要となっている。

そうした理由で、それぞれの地区において作成されたのが「豪雨災害対策アクションプラン」であり、国土交通省、静岡県、沼津市の河川や都市計画、農業、道路、防災など治水対策に関係する各機関が浸水被害の軽減を図るため、その実態や原因、対策の目標について共有しながら、各々が取り組むべき具体的行動を記した共通の作戦書である。

関係機関は、この計画に従って進捗管理を行うとともに、実施過程においては随時効果の検証を行い、必要に応じて計画を修正し効果的な被害軽減を目指している。しかしながら、現実の状況は厳しく常に一定規模以上の豪雨に対しては浸水被害が発生する恐れは常にあるようだ。本来、地形的に問題があるので、今後将来、国・県と共に取り組まなければならない課題は多大であると感じた次第である。

（五十嵐 伸委員）

災害の要因は、沼津市においても岐阜市と同じような内容で宅地化が進み、河川流域の保水能力や遊水機能力が低下したことで頻繁に洪水が発生している状況であった。

やはり、住民と一緒に総的な治水対策に取り組んでおり、流域の現状を課題と捉えて、水位低下対策、流量低減対策、流出抑制対策、ソフト対策を行っていた。

沼津市の調査で一つ参考になったことは、静岡市の巴川周辺の流域では田んぼへの雨水流入を考えて貯留することによる低減を図り、田んぼへの補償をしている事例であるとのことであった。この取組に関しては、須賀川市としても調査・研究していかなければならないと考える。

（森 新男委員）

沼津市は海と山に囲まれた地形であり、海側から山側に向かって下がっている地形が、結果とし

て一部地域が窪地となり内水処理に技術的にも難しく、費用面でも多額を要するなど対策に苦慮しているようである。

しかし、岐阜市同様に総合治水対策に取り組むなど、その姿勢は大いに学ぶべきであり参考にするべきである。

(鈴木忠夫委員)

二村副議長より歓迎の挨拶を受け、河川課長・主任の説明を聞いた後、現地視察に出た。

特に被害が多い沼川流域と大平地区を視察したが、どちらも低地であり、河川が高く周りが山地と堤防に囲まれていて排水機場や雨水排水路で対応してきたが、土地利用形態（住宅・商業）が変貌し、自然遊水機能が減少し毎年被害が出ている。

沼津市では、国土交通省が行っている、「ゲリラ豪雨」等による浸水被害に対し関係分野の行政機関や住民等が連携して浸水被害の軽減を図る取り組みを支援する「100mm/h 安心プラン」登録制度に申請し、全国初で登録され、平成 25 年 9 月に伝達式があり事業に取り組んでいる。

「100mm/h 安心プラン」

・国による支援

社会資本整備総合交付金等による支援、流域貯留浸透事業の交付要件緩和による支援

・期待される効果

河川や下水道等の連携により一層の効果的整備が可能、登録・公表等により整備推進等が見込まれる、住民等の参加により地域防災への意識が高まる

一言、5 年計画で進めるようであり、もう一度 3 年後位に視察してみたい。

(水野敏夫委員)

「100mm/h 安心プラン」はゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減を図るための計画で、沼津市は国土交通省から全国初の登録がされた。

沼津市の地形は北側が山麓で、南は駿河湾であるが、海岸の砂丘地帯と山麓の間に低地帯が広がっている。そのため、大雨の際には山麓からの雨が低地帯に集まり、床上浸水被害が頻発している。

沼津市西部は、山麓からの雨水が高橋川に集まるが、高橋川は低地帯より高位にあるため、多くの排水機場が設けられ、高橋川へポンプ排水をしている。さらに、高橋川は海岸の砂丘地帯を越えられず、海への排水も、いくつかの放水路と多くの排水機場でポンプ排水をしているが、流れが緩いため満水となり越水して浸水被害となる。

高橋川の海への排水は、県の事業として大規模な放水路建設の予定があるようで、その距離は約 1.5 km で、工場や民家の移転など多額な事業費となるようである。

沼津市の水害対策から比較すれば、須賀川市の対策は容易にできると感じた。

(高橋秀勝委員)

沼津市河川課の説明を聞いてまず驚いた。沼津市の場合、沼津市全体の地形の問題であり、内容としては岐阜市と同じような対応であり、「流す — ためる — 分離する」ことや、学校の校庭などの考えも同じような考えであり、沼津市としては、国土交通省までが関係するような条件であると思う。

須賀川市も同じであるが、農地などに住宅が建築され雨水が氾濫し排水が困難となっている。た

だ、沼津市の場合は須賀川市とは少し違った治水問題と感じた。



沼津市庁舎前にて



沼津市での行政調査

- (2) 城下町柏原の歴史性を活かす事業
 - ・ 街路美装化事業の実施（平成 13 年度～）
 - ・ 街なみ環境整備事業の導入（平成 15 年年度～）
 - ・ 歴史的建築物利活用検討委員会の設立（平成 16 年度～）
- (3) コミュニティ再生に資する事業
 - ・ コミュニティひろば木輪の管理・運営（平成 12 年度～）
 - ・ イベント等の企画・運営（平成 12 年度～）
 - ・ 柏原まちづくり協議会の活動支援（平成 13 年度～）
- (4) 収益事業
 - ・ イタリア料理店「オルモ」の直営（平成 12 年度～）
 - ・ テナントの維持管理（平成 17 年度～）
 - ・ 丹波市からの事業委託
 - ・ まちづくり、地域活性化支援
 - ITサポート（ネットワーク構築・パソコン教室）
 - 印刷物のデザイン
 - ホームページ制作 等
 - ・ 月極駐車場利用者からの収入

4 今後取り組む事業

- (1) テナントミックス（空き店舗対策事業）

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金等の国・県・市の補助事業を活用して、小規模かつ新規開業への協力をする。
- (2) 環境整備と街並みの統一

住民の暮らしやすさと誇りを維持するため、街並み景観の整備に取り組む。

公と民の事業分担を行い、事業を推進する。例えば、街路を整備する場合、幅員が狭いことから、電柱や街路灯を民地に移設する取組を行っているが、「民」が声をかけるから同意をしてもらえるが、「公」が声をかけると同意が難しい。このように、「民」が自ら取り組んでいくことがまちづくりにつながる。
- (3) ITの活用と各団体、各種イベントの協力

新たな事業として、毎週第 2 土曜日に、オーガニックやこだわり食材、手仕事等をあつめた「丹波ハピネスマーケット」を実施し、好評を博している。

当該事業は、実行委員会を組織して実施しているが、特に若者との連携や呼び込みに力を入れている。
- (4) 公共施設の利活用

明治期の洋風学校建築として貴重な建築物である「大手会館」の活用保存方法について研究して、まちづくりに生かす取り組みをする。

5 その他の取組内容等

- 株主は積極的に協力をすること。特に、出資者のうち、商業者は、そのノウハウを会社に役立てること。行政も株主としての責任をしっかりと果たすこと。
- 一つ一つ焦らずに事業を行うこと。
- 役員を選ぶときは、暇な人ではなく、積極的に忙しい人を選ぶこと。
- コンサルティングが大切であり、大学等と連携して取り組むこと。
- そのまちの一番弱い部分から取り組み、その際は、ターゲット（客層）を絞ること。
- 役員は、旅費や日当も含めて、完全に無報酬である。
- 市からの出資は40%に抑え、独立した民間会社としての権限を高めている。
- 2/3の補助をもらうために中心市街地活性化基本計画を作ったところは失敗する。



(けやき公園視察の様子)



(街路美化事業等視察の様子)



(直営店「オルモ」の外観)



(まちのシンボルの木の根橋～樗～)



(丹原支所での視察研修の様子)



(荻野社長と生活産業常任委員)

【質疑応答】

(生田目進委員)

Q：役員会等における各種調整について苦慮している点はあるか。

正社員の人件費はどのようにして負担しているのか。赤字が出た際の負担割当はどうなっているのか。

民間資本の出資金の出資割合はどうなっているのか。

A：小さい町（8,000人程度）なので、いい加減なことをすると、地元での評判が悪くなってしまっているので、役員はそういう責任感をもってやってきている。

また、事務局スタッフについては、コンサルをしている立命館大学の教授を通して学生に対して公募したところ、3人が就職してくれた。若いこともあり、一年間、ほぼ年中無休状態で事務所を開けるなど、まちづくり会社運営に尽力してくれた。このような事業を推進していくためには、コンサルの選定は非常に重要になってくる。

出資金については、役員10人が自らそれぞれ50万円を出資して500万円を用意し、残りは、商工会の各支部から出ている理事がそれぞれの担当地区から割当分の出資を集めた。

(安藤聡委員)

Q：収支計算表の内容（特にテナントの売上等）について詳しくお聞きしたい。

A：テナントについては、基本的に、まちづくり会社が土地建物所有者に対して不動産使用料を支払い、テナントから賃貸料を受領している。現在、経営は安定してきている。また、建物をまちづくり会社が所有し、既に減価償却が済んでいるものは、賃借料は全てまちづくり会社の利益となっている。土地建物所有者がそのまま経営している店舗（改築改装分がまちづくり会社の所有）は、店舗を移るというリスクがないので、まちづくり会社にとっても一番安定しているテナントである。

(八木沼久夫委員長)

Q：(行政当局に対して) 行政担当者として、まちづくり会社の取組によって助かった部分と大変だった部分があれば教えていただきたい。

A：行政側の人間として、まちづくり会社柏原の取組について理解するのが難しい。それは、行政の人間としてもそうだが、丹波市は合併をしているので、柏原地区以外の市民に理解してもらうことが難しい。ここが発展することが丹波市全体に好影響を与えるということをしっかり説明して、今後とも取り組んでいきたい。

(橋本健二委員)

Q：中心市街地活性化基本計画における、まちづくり会社と住民との関わりについて教えていただきたい。

A：中心市街地活性化基本計画の中で51の事業を掲げているが、この達成率は全国でも5本の指に入ると自負している。これは、コンサルが作ったものを単に受け入れたのではなく、第3セクターで自ら考えて行った結果だと思っている。

また、市民との関わりという部分においては、関西学院大学の法学部と総合政策部が地域活性化の研究の一環として柏原で活動しているが、地域の人々も「学生が頑張っているから」といってその研究に力を貸すなどしながら参加している。

田舎の人間は親切であり、人の好きと責任感が強みなので、それらを生かして取り組んでいただきたい。

(加藤和記委員)

Q：行政との関わりの中で、行政がいなければできなかった部分、逆に、行政が障害になった部分などがあれば教えていただきたい。

A：まちづくり柏原として、正社員もいることも踏まえ、1,400万円の補助要望を出していたが、毎年1,000万円の補助だった。このため、累積赤字が2,300万円となり、資本金の2,500万円を超える債務超過に陥りそうになったが、経営努力で何とか維持していたところ、更に減額されるという話になった。その際に、市長にまちづくり会社の現状を直接訴え、理解を得て何とか1,000万円を維持していただき、経営が安定してきた。当初は、市長、副市長、担当部長、担当課長に柏原出身がいなかったし、議長についても他町出身であったため、事業に対して理解を得ることが難しかった。このため、まちづくりに理解のある職員を課長として欲しいとお願いし、担当課長が代わったところ、意思疎通が図られ課題を迅速にクリアすることができた。このことから、行政の担当部署の職員が果たす役割は非常に重要であると思われる。

【各委員の調査所感】

(八木沼久夫委員長)

・組織

資本金の半分以上を行政に頼らない。民の力が発揮できない可能性あり。

地元経済界の実力者の後押しが大きい。資金集めがスムーズ。

若い人が中心になることと、役員は忙しいが時間が取れる人を選ぶこと。

行政の担当者は長期的な人員の配置を。5、6年期間が望ましい。

人員の雇用が負担代。行政からの出向を。

会計処理を確立する。どんぶり勘定はダメ。

本気になってやる気のある人間を発掘できるかがポイントになる。

・コンサルタントの選択の重要性

地元の日常をきちんと把握している。地に足のついた計画策定を。

丹波市の中心市街地活性化基本計画の53項目のほとんどを達成しているという行動力を見習いたい（目標数値を現実的なものとする）。

学生たちの声をいかに生かすことができるか。ITを活用した情報の発信を。

・テナントミックス

国、県の補助金の受入れの窓口となり、直営、店舗改装をし、テナントに貸し出すとか経営のコンサルの役割を担うなど、数多くの事例がある。

街並み整備事業については、住民のコンセンサスをを得ながら、昔の街並みを最大限に生かし、住民が住みやすく、かつ、集客のできる店舗の配置などができる。柏原まちづくり協議会との管理運営の連携。

駅から600メートルの範囲内に歴史的建造物や公共施設が凝縮されており、道路もそれなりに広くとってあり、歩いて散策のできる街並みに感心した。

観光客を受け入れる体制も標識や看板がしっかりしていて、観光客用のトイレも完備し、観光ガイドも常時待機しているとのこと。翌日に、街並みを案内してくれた小松さんは、元柏原町の議員経験者で元気な方でした。

本市においても、中心市街地を対象とした「こぶろ須賀川」が設立されたが、失敗は許されない。民間の知恵と力を十分に発揮できる体制を組まなければならないと同時に、民間サイドも人の行政に頼ることなく、今まで以上の実力を発揮することを望む。

また、東部、西部と特色のある地域が点在しており、それぞれ、独自のまちづくりを推進すべきである。

(関根保良副委員長)

兵庫県丹波市柏原における「まちづくり柏原」は、独立した株式会社として運営されており、地域独自の歴史、生活文化を大切にす落ち着いた町を目指し、そこに住む人々のニーズに応えられる、ソフト・ハード事業を総合的かつ継続して行うことにより、そこに住む人達が愛着と誇りを抱くことのできるまちづくりを行っていた。

事業の推進には「株式会社まちづくり柏原」が中心となり、丹波市における中心市街地活性化協議会、柏原まちづくり協議会、更にはボランティア活動など、互いに協力し合い、良い結果の

事例と言える。また、まちづくり熱い情熱を持った人の存在を強く感じた。

我が市における中心市街地活性化基本計画には、問題点の指摘や方向性を示しつつも、具体性に欠けているように思う。計画に沿った強い行政指導とともに、民間との連携を図り、情報を共有し、計画の実現に向け、官民一体となって努力して行かねば絵に描いた餅に終わってしまう。

(安藤聡委員)

丹波市は平成16年に旧氷上郡(6町)が対等合併した。

株式会社まちづくり柏原は、旧柏原町(人口約8千人)の旧柏原商工会等で平成6年から実施されていた柏原町商店街活性化事業の流れで、平成12年に資本金1500万円(122の出資者からなる民間会社)として設立され同年町より出資を受け第3セクターTMOとなる。現在は資本金2500万円で市の比率は40%の1000万円である。因みに50%を超えると議会承認が必要となる。

合併後の平成21年丹波市中心市街地活性化基本計画が認定され事業を実施している。コンセプトは「ロマン城下町かいばら」として地域独自の歴史生活文化を大切にするしっとりと落ち着いた街を目指し取り組むと同時に生活者の新しいニーズに応えられるソフト・ハード事業を総合的かつ継続して行うことで丹波らしさと住民が愛着と誇りを抱くまちになることを目指している。そこからいろいろな活動が生まれ魅力が輝き多くの人々をひきつけ交流促進から定住へ人口増加効果を担う地域開発のプロデューサーとして事業展開している。

テナントミックスなど参考になる事業が多く有意義な研修だった。特に目的と手段をしっかりととらえ有言実行しているリーダーと人事の重要性と覚悟を持った本気度の大切さを再認識した。配当はなかった。

(生田目進委員)

柏原駅に到着後、(株)まちづくり柏原の職員から出迎えを受けた後、街路整備の状況について、(株)まちづくり柏原の代表取締役社長の荻野吉彦氏から駅前周辺整備状況をはじめ、中心市街地の街路整備状況や建物景観修景、ポケットパーク等施設について、現地での説明案内をいただき、研修会場(丹波支所2階)に向かう。

街路整備状況の視察では、街路のカラー舗装や歩道整備(御影石)、バリアフリー、まちづくり会社直営レストラン、店舗建物ファサードの統一など、街区内の建物修景が形成され、品格の高さを感じ、街なか散策の演出効果が大いに期待できる事例であった。

案内をいただいた荻野社長の強いリーダーシップとまちづくりする強い意欲と本気度を感じた(酒店経営、後継者に事業を譲る。67歳)。

研修会場では、丹波市議会議長から歓迎の挨拶をいただき、別紙資料に基づき荻野社長から、(株)まちづくり柏原設立内容や丹波市中心市街地活性化基本計画認定に至る経緯、まちづくり会社経営状況等について詳細に説明を聞く。

特に素晴らしいと感じたことは、街区内の空き店舗や古民家を有効活用したテナントミックス事業を積極的に取り入れ、「商いの質」を基本コンセプトに位置付け、郊外店との差別化を図るため、建物・施設等の景観修景に力を入れた、街なか環境整備事業として積極的に取り組んでいることに本気さを感じた。

今後、本市における本町、大町街路整備計画に大いに参考となる事例であったため、委員会活

動に生かしていきたい。

さらに、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用して古民家を改装するとともに、テナント施設として賃貸し、会社経営に欠かせない収益事業の柱として、一定程度の効果を上げている。特に感動した点は、テナントミックス事業による相乗効果として、補助金に頼らず、自己資金で改装する商店数件が出現したことは素晴らしい。

最後に、荻野社長からの話で印象に残ったことは、まちづくり会社役員等の選任には、忙しい人で若い人材を選任し、歯に衣を着せない本音の議論ができる人、更には行政と民間、商工回答が一体となった「きれいごとではなく」本気になって意欲的に取り組むことが大切であると話されていた。

基本計画を具体的に進めるには、理論の醸成と強いリーダーシップの人選が大きく影響し、本市も、中心市街地活性化基本計画の策定期間を迎えていることから、やる気があって、本気で取り組める強いリーダーシップの人材を探し求めることの大切さと「まちづくりは人づくり」であると改めて思い知らされた研修であった。特に、印象にのこった事例は、まちなみ修景助成制度として、看板設置や屋根葺き替え、壁修理、シャッターの取替え、外観の塗装替えなど、歴史的修景施設補助400万円、一般修景補助200万円を限度とし、助成率3分の2の基準で助成制度が制定されていることが素晴らしかった。

今後の委員会活動で、これらの制度の制定に向けて提案していきたい。

(加藤和記委員)

これまでも感じてきたように、中心となり強い信念を持ったリーダーがいるということです。本市の中心市街地活性化については、これまでと全く変わらない意識の下で行われているところですので、途中でやめるようなことにならないかと不安が走る。前に、富山市を視察した時も、行政側の意識の改革がまず先と言われて来たことが思い出された。本市の新しいまちづくり株式会社は、どんなまちの姿をイメージして、今、何をやるのかを、しっかり打ち出し行動に移す。そんなリーダーになることを期待したい。

(菊地忠男委員)

- 1 質問状を先に出して調査の意図を明確にしておくことは良いと思った。
- 2 委員長の挨拶に東日本大震災に対しての御礼が入っていたので、感謝の気持ちの中でも一味違うものに聞こえた。
- 3 中心市街地の課題と現状をどのように打破すべきかを明確にし、人口減少と高齢化への対応を明確に分析しつつ、具体的な対処を決めているのは素晴らしい。当市においても具体的な事業名（バス路線維持、JR駅前開発等）を挙げ、具体的にすべきではないか。
- 4 TMOの荻野社長の情熱は何ものも圧倒するものがあつた。一部のとは思いますが、実績として出ていることが彼の自信につながっていると思う。当市には彼のようなリーダーは見受けられないが、行政でもバックアップすべきことは応援してやればよいと考える。
- 5 まちなか観光には城下町柏原の社会資源が多くあることに感心した。

(橋本健二委員)

須賀川市中心市街地の小売業の現状は、シェアは高いものの大型小売店の増加などによる影響で、既存の事業所数や従業員数、販売額などが減少している。

衰退一方の中心市街地の活性化を図る施策として注目をされているのが、地域資源をはじめ歴史資源を活用した様々な「まちづくり事業」である。地域住民はもちろん、NPOなどと連携し交流人口の増加や定住化策を行う自治体が全国各地に生まれている。

そこで、「まちなみ修景助成制度」をつくり民間事業者などとの連携を図りながら魅力あるまちづくりをすすめている、兵庫県丹波市の「株式会社まちづくり柏原」を視察することとした。

丹波市柏原地域も須賀川市と同様に人口の減少や高齢化、ロードサイド店舗の増加、商業の衰退、空き地の増加、公共交通利用の低下、地価の下落などへの対策が求められていることから、豊かな地域資源を活用したまちづくりをすすめ活性化をめざしている。

計画によれば、「時の太鼓が響き、とどく〈ロマン城下町〉かいばら」をスローガンに掲げ、「歴史・文化資源を生かす地域個性の創出」「多世代が住み・働く暮らしの環境づくり」「多様な主体が参画・連携するまちづくり事業の創出」を方針に、平成21年から26年までの5年間で、市街地整備改善事業をはじめ51事業を実現しようという計画である。

「株式会社・まちづくり柏原」をすすめている代表(荻野社長)の説明によれば、「人の良さと責任感を基本に郡部の強みを生かしている」。まちづくりの核になっている事業所には、若い人たちの意気込みが感じられ、そうした心意気を大切にしていちまちまちづくりがすすんでいる様子が説明の各所から伝わってきた。

また、「柏原のみで自立できる力量を十分に活用して若い人たちを育てながら、コンサルタントに頼らず、ひとり一人が地域開発のプロデューサーとして、住民、商業者、行政をはじめとする多くの人々と連携し精力的にまちづくり」が必要であるとの話には同感だと思いました。

今後の取り組みにあたって荻原社長は、①国や県の補助金を活用してのテナントミックスなどの小規模新規開発業への協力、②「住民の暮らしやすさと誇りの維持」をめざして、公と民の事業分担による環境整備と街並みの統一、③若者との連携・呼び込みのためにITの活用、各団体、各種イベントの協力、④公共施設の利活用、⑤ソフト事業などに対する補助事業の活用などを強調していましたがそのとおりではないだろうか。

今回の視察の成果を基にして、須賀川市での活性化事業に貢献したいと考えている。

調査項目：NPO法人 里山ねっと・あやべについて

【綾部市の概要】

- (1) 市制施行 昭和25年8月1日 (2) 面積 347.11km²
(2) 人口 35,836人 (4) 世帯数 14,006世帯

1 NPO法人 里山ねっと・あやべの概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 里山ねっと・あやべ
(2) 法人格 特定非営利活動法人
(3) 役員 理事長 1名、副理事長 1名、理事 10名、監事 2名
(4) 設立年月日 平成18年3月27日(任意団体としては平成12年7月から発足)
(5) 事業費 約2,000万円(うち指定管理料1,300万円)
(6) 所在地 京都府綾部市鍛冶屋町茅倉9番地
(7) 目的 「里山力(里山の風景、癒しの力など)×ソフト力(多様な里山文化・技術、着想・アイデアなど、ソフトパワー)×人財力(夢や想い、志、人の魅力など)」の「3つの力(未来資源)」を活かし、里山・農村部の魅力を市内外に情報発信、都市交流(グリーンツーリズム)や終の棲家としての綾部定住化を促進し、21世紀の綾部の可能性と持続可能な世界の可能性を模索するため、2000年7月発足した。

活動を通じて、綾部ファンが一人でも増え、交流・定住化が促進され、持続可能で、かつ競争力のある、そして魅力あるオンリーワンのまちにすることがミッションである。主な事業として、綾部市里山交流センターの施設管理や綾部里山交流大学のほかに、森林ボランティア、石窯によるパン焼き体験、里山米作り塾、里山そばづくり塾、茶摘み、農家民宿紹介、田舎暮らし相談、市内外への情報発信を行っている。

(8) 事業

- ・ 米作り塾
- ・ 茶摘み、収穫体験など
- ・ 里山そば塾
- ・ 石窯パン焼き体験
- ・ 農家民泊
- ・ 田舎暮らし情報
- ・ 里山交流大学
- ・ 森林ボランティア活動
- ・ 竹炭焼き
- ・ シイタケ栽培
- ・ 門松づくり
- ・ ふるさと発見 地元ウォーク



(里山ねっと・あやべでの研修の様子)

(8) 管理施設

ア 綾部市里山交流研修センター（旧豊里西小学校）

- ・研修室、体験室、体育館、宿泊施設、入浴施設、厨房、パン窯、竹炭窯等

イ 幸喜山荘

- ・和室、研修室、宿泊施設等

(9) 事務局 事務局長 1 名、事務局次長 1 名、職員 2 名、非常勤職員 1 名

2 取組概要

● 取組の目的

地域資源「農村」をもとに都市農村交流を活性化し、獲得したあやベファンを定住に結びつける。

● 取組の内容

- ・民泊、農村体験などの都市農村交流事業の活性化
- ・集落の空き家情報提供、移住希望者に対する相談受付などの定住サポート

● 取組主体

NPO法人「里山ねっと・あやべ」と綾部市が協力して実施している。

3 取組のポイント

(1) 市が立ち上げ、民間が運営するNPO組織

廃校になった小学校の施設を活用した都市農村交流を行う組織を行政主導で立ち上げ、取組主体を徐々に自立した民間の市民組織として成長させる。

(2) 「普通の生活」に着目した農村体験

地域資源は「普通の農村」であり、あるがままの農村の姿で無理なく都市住民と交流し、あやベファンを獲得する。

(3) 交流から定住に向けた地域の取組

地域に存在する空き家を、移住を希望する都市住民の受け皿として活用。情報提供、定住相談などを市がサポートする。

(4) ターゲットをに応じた情報発信の仕組み

「情報発信しないのでは存在していないのと同じ」という考えのもと、遠隔地のあやベファンにはホームページ、ブログで発信。地内の人には地域新聞などで取り組み情報を提供する。



(里山ねっと・あやべでの昼食)



(施設の概要について説明を受ける)

4 主な活動内容

- ・ 自主事業を積極的に行うほか綾部市里山交流研修センターの指定管理契約を受託している。
- ・ 各種農業体験については、京阪地区等の都市部からの体験者が多い。メニューについてはメインとなる米作り、茶摘みやソバ作りのほか、ニーズに合わせて新たな農業体験についても積極的に実施している。
- ・ 石窯でのパン焼き体験については、農業体験を抑えて一番人気がある体験メニューとなっている。
- ・ 地元ウォークについては、ふだん何気なく通り過ぎている道沿いにも、魅力的な人や自然、歴史の息吹があふれていることから、ふるさとの魅力を発見するべく実施している。
- ・ 竹炭焼きは、近隣の山林に竹やぶが広がり、森林が深刻な状況となっていることから実施することとなった。森林を保全しながら、良質な竹炭を焼いている。
- ・ 里山交流大学は、「志縁による価値創出が時代を変える」をテーマに、一座建立の精神で学び合い、それぞれの舞台で里山ビジネス、地域ビジネス、社会起業、まちづくり等を志し、新しい型を創出し、魅力的で平和な世界をもたらす人財を輩出することを目的として設立され、毎年度、様々な講座を開講している。
- ・ 幸喜山荘は、綾部市名誉市民・永井幸喜氏が私財を投じて設立した財団法人・永井記念財団から基金を引き継ぎ、この基金を活用して都市と農村の交流・対流、地域の活性化、産業の振興などの推進を目的として綾部市が里山交流研修センター内に建設したものであり、里山ねっと・あやべの各種事業で使われている。

5 質疑応答

(安藤聡委員)

Q：朝倉事務局長が、当該事業に携わることとなった経過についてお教えいただきたい。

A：東京で仕事をしていて、いずれ地元に戻って仕事をしたいと思っていたところ、職員公募があったので、その公募に応募して採用された。

Q：職員公募に応募する前は、このような事業に携わる仕事をしていたのか伺いたい。

A：東京で環境エネルギーに関するNPOに携わっていたので、このような事業については未経験であった。

(菊地忠男委員)

Q：議会だよりにおいて、中学生を対象に、綾部市に欲しいものや将来就きたい職業など、様々なアンケートを実施しており、素晴らしい企画だと思うが、それに対するフォローを綾部市と里山ねっと・あやべで実施することを考えているのかについて伺いたい。

A：綾部市は定住促進を進めているので、住み続けてほしい世代の声を届ける企画を議会だよりとして実施した（広報編集は、議長を筆頭に協議の場として実施）。

里山ねっと・あやべとしても、綾部里山交流大学を実施しているほか、里山ねっと・あやべとしても、空き家の発掘などをしながら定住促進を推進してきた。また、綾部市のイベントには、里山ネット・あやべもタイアップして参加するなどして取り組んでいる。

(生田目進委員)

Q：様々な事業メニューの中で、遠くから来た人にとって、一番ニーズがあるメニューは何かについて伺いたい。また、これらの取組を行った結果として、どのぐらいの人が綾部市に定住したかについて伺いたい。

A：遠くから来た人に人気のある体験は、パン焼き用石窯によるパン焼き体験が一番人気がある。それに続いて、ソバ作りや茶摘み体験も人気がある。逆に、山歩きや地域歩きは地元の方々の参加者が多い。さらに、綾部里山交流大学は、北海道を除いた全国から受講生が来ている。受講生の募集をインターネットを使って行っている影響もあるのか、若い人の参加が多いのも綾部市の特徴である。

里山ねっと・あやべでの体験等を通して移住した人数については、20世帯程度である。

Q：定住交流部という部署を組織の中に設置していることが素晴らしいと感じるが、具体的な施策について伺いたい。

A：現在の市長が4年前に就任して定住促進を主要な施策として取り組んでいるが、これを積極的に推進するために定住促進を一括して管轄する定住交流部を設置したところである。また、定住サポート総合窓口を設置して総合的な支援を行っている。地元の不動産業者ともタイアップして、空き家等についても一定期間賃貸して住んでもらい、気に入ったら綾部に定住してもらうなどの施策に取り組んでいる。その際には、市が造成した桜が丘団地については、価格を下げたり、200万円の補助を出すなどの施策に取り組んでいる。また、住んでよかった基本条例（理念条例）の制定にも取り組んでいる。

【各委員の調査所感】

(八木沼久夫委員長)

ご多分にもれず、人口減少への対策。

1999年小学校廃校－活用できないか。

2000年里山ねっと・あやべが発足。

廃校を事務所で利用－宿泊施設として活用。

農業体験、地元ウォーク、石窯パン焼きなど多彩なメニュー。

交流から定住へ。農家民泊－12件。

田舎暮らし情報センター。

空き家情報－物件が少ない＝お試し用定住支援住宅の建設。

行政機関として定住交流部、定住促進課の設置。

肩ひじ張らない、あるがままの自然を体験することが求められている。

まずは知ってもらうことから始める－情報の発信向けのHP

特別市民制度－1万円の会費で年3回特産品や会報、市広報などを送る（1,800人の応募あり）

今後、住んでよかった基本条例を制定する予定とのこと。

当市でも、市内において各団体が交流活動を推進しているが、できればこれらの団体などが同じ方向を向き、連携をとり、効果的な活動に結び付けることができないだろうか。

藤沼湖周辺施設の活用による交流活動を推進すべきと考える。とにかく、あらゆる手立てを駆使して、情報を発信し、認知してもらうことが先決。

(関根保良副委員長)

どこの自治体も同様に人口の減少、高齢化社会となっている。とりわけ、人口の減少は農山村において、特に大きな問題となっている。

今回、行政調査を行った綾部市においては、創意と工夫がなされており、先進事例として大変参考となりました。

「里山ねっと・あやべ」における取組は農村地域の自然のままの姿を通し都市部との人々と交流を図り、豊かな自然、美しい風景、多様な里山文化に直接触れてもらい、綾部ファンを作り、空き家等への定住をも進めるという事業であった。

須賀川市における農山村地域は、中心市街地を東西に挟み位置し、それぞれ別々の特徴を有する地域である。それらの特徴を十分に生かし、交流人口の拡大を図るべきと考えます。

それらのことを具現化するには、行政と地域住民との協働、また、観光産業とのタイアップなど受け入れ、体制の充実、丁寧な情報の発信など、今後「地域産業を生かした交流人口の拡大策」を委員会調査事件として、研究と調査を行い、目的達成に向け努力して行きます。

(安藤聡委員)

廃校を利用して交流促進事業に2000年から着手し14年目を迎えていた。前市長が推進するなど行政支援があり先進地として推進された。ウェブ発信やNPO法人化、指定管理者、旅館業許可の取得、飲食店営業許可の取得、菓子製造業許可の取得、施設整備など10年越しに着実に事業展開されてきた。あやべ特別市民制度も制定していた。地元出身経済人の協力や他団体の活動もあり一定の定住促進実績があるが過渡期である。市街地調整区域の撤廃や住み良い条例作

成検討しているとのこと。定住交流部と行政組織化していた。交流から定住を目指していた。

一人当たりの平均生活消費額は約年120万円と言われている中で、年500人の人口減（1960年は5万人が50年後の2010年は約4万人と20%の減少）による危機感が推進力になったと思うが、今後の事業展開は、他地域のグリーンツーリズムのような事業の供給過多や特化する資源力などニーズの変化に柔軟に対応する必要があると思う。

当市においても費用対効果を考えては個人で出来るものではないが内発的な発展（雇用や過ごしやすい地域づくり等々）公益性が高く、長期的な経済基盤になる事業なのでやる気のある方を発掘して、資源を研磨することが第一歩だと考えます。

（生田目進委員）

綾部駅に議会事務局職員の出迎えを受け、「里山ねっと・あやべ」で地元食材を使った昼食を済ませた後、敷地内の宿泊研修センター「幸喜山荘」の概要について、NPO法人里山ねっと・あやべの朝倉氏から説明を聞く。

幸喜山荘は、千葉県本社のホームセンターD2（ドイツ）の永井幸喜社長が寄付した建物である。古民家農家をイメージした建物で、農耕具の展示や畳敷大部屋が宿泊施設として活用できる設備である。建物内水槽には、鮭の稚魚が孵化し、成長後、市内の由良川に放流する計画である。これは、小学生を対象とする体験学習事業である。

同施設は、1999年3月に閉校となった市立豊里西小学校を当時の姿を残し、農業体験や里山づくりができる宿泊施設や学習の場に改装した施設である。

さらに、敷地（校庭）内には、ピザ、パンなど焼窯や竹炭窯、陶器窯などがあり、体験学習ができる施設である。説明された朝倉氏は、東京にてNPO法人を立ち上げた活動家として、その後、綾部市の里山交流事業に心が引かれ移住し、現在に至っている。

綾部市も人口減少や高齢化が進み、将来への財政難を危惧し、大きな行政課題であったため、交流人口と定住人口の拡大を目指し、新たな施策を取り入れ、行政組織を改編し、定住交流部を新設して取り組む積極的な意欲を伺うことができた。

現市長は、日本政策投資銀行・藻谷浩介氏の上司であったことから、全国に先駆けた里山づくり事業である。本市も、第7次総合計画には、定住人口と交流人口の拡大が重要な施策に位置付けているため、専門部署を設置するなど、行政組織を改編し、意欲的に取り組み、財政の安定的確保を期待したい。

綾部市は、これら施設を有効活用するため、市民視点を取り入れた具体的な施策が多いのには驚いた。さらに、綾部市は、交流人口の拡大を図るため、米作り塾や茶摘み・収穫体験、里山そば塾、森林ボランティア活動、竹炭焼き、シイタケ栽培、農家民泊、里山交流大学など多くの体験学習事業や街なか散策「歩く、知る、驚く」をテーマに、ふるさと発見、地元ウォーク～あやべの夢街道を毎月開催し、多くの参加者で賑わい交流人口拡大に意欲的な取組とその効果が素晴らしい。

本市も行事等が多くあることから、今後の委員会活動で研修成果を生かし、新たな施設を議論、提言してまいりたい。特に、2日間の研修で感じたことは、「まちづくりは人づくり」を痛感。研修事例のように、農村部からの多くの情報を発信し、「仕事を用意して行ける街」「仕事を作る人を育てる街」「仕事ができる人に来てもらう街」など、新たな施策によって、永住者を増やすことが里山づくりでは大切であると感じた。

(加藤和記委員)

与えられた条件を生かしての交流人口の増加、そして定住化とつながっていた。ここにも強いリーダーがいた。

本市においても、やる気があればできる条件はあると思う。今ある施設を上手く利活用しようとする気が感じられない、もったいない気がする。

行政の意識が変わらず、今まで通りを続けていたらどうなるのか。あくまで個人がやるべきなのか、行政側の仕掛けはいらぬのか、農業開発公社は何をやっているのか、議会の無能ぶりも改めて感じてしまう。これまでも、提案したが何も反映されていない。行政は何を考え、どんな地域を目指しているのか、もう一度伺ってみようと思う。

(菊地忠男委員)

- 1 行政の定住交流部という組織的な対応での取り組みが首長の意気が伺えた。
- 2 里山交流のキーポイントには、朝倉氏、塩見氏という根っからの「田舎好き」がいるからこそ、可能になっていると感じた。本市に対応可能かはキーとなる人材は育成できるのか不安である。
- 3 綾部市が「農村交流促進特別区」に認定され、10年を経過しているのも、それなりの実績も積み上げられたと思う。当市において、特区申請をする等具体的に対処すべき。
- 4 綾部市の財政とのからみもあるが、「グンゼ」の発祥地としての支援、「ケーヨーD2」の永井幸喜氏の財政支援等は、大きな助けになっていると思う。

「ふるさと納税の推進」も今後の当市の対応が必要ではないか。

- 5 ネットワークやITの活用が事業の大きなキーポイントになってくると感じた(若者の取り込み)。
- 6 廃校の活用は、綾部市里山交流研修センターのような活用は素晴らしいと感じた。

(橋本健二委員)

綾部市里山交流研修センター

平和と歴史、文化に彩られた綾部市は、京都府のほぼ中央に位置していたことから、古くから大陸との渡来や交流があり、現在は、日本海と京阪神を結ぶ交流の拠点となっている。

この綾部市に、「住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの田園都市」をめざし、癒しを求めて訪れる人や都会から移り住む人が増えていると言われている。

その役割の一つを担当しているが「里山ねっと・あやべ」の取り組みだと担当者から説明を受けた。事業の内容は、126年の歴史ある小学校が廃校となったことをきっかけに、残された施設を最大限に活用してのモノづくりや体験を通して交流を図っているとのこと。こうした企画は、全国各地で行われているが、教室を使った宿泊施設や給食室を浴場に改良した施設づくりは、訪れる方々を癒し、子ども時代を思い起こす方も多いのだそうです。

里山に暮らしている住民が地域経済を支えるモノづくりの拠点をつくりながら、「住んでよかったあやべ」実感し、訪れる人たちとの交流を深める手法に学ぶことは、交流・定住化事業になくはない原点であるような気がする。

ただ、今回は一年で一番寒い時期でしたので利用される方もなく活用されている状況を見聞できなかったことは残念であった。できれば、子どもたちの笑顔や感動の見ることのできる時季に訪れることができればよかったのではないかな。